地方社会保険事務局長都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長

国 民 健 康 保 険 王 管 課 (部) 長 都道府県老人医療主管部 (局)

老人医療主管課(部)長



厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」 及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項に ついて」等の一部改正について

標記については、「診療報酬の算定方法を定める件」(平成20年厚生労働省告示第59号)等が公布され、平成20年4月1日より適用されること、及び後期高齢者医療制度の創設等を内容とする健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)の一部が平成20年4月1日より施行されることに伴い、下記の通知の一部を別添1から別添4のとおり改正するので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知徹底を図られたい。

記

- 別添1 「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項 等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事 項について」」(平成18年3月13日保医発第0313003号)の一部改正について
- 別添2 「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法について」(平成18年3月23日保医発第0323003号)の一部改正について

- 別添3 「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に 関連する事項等について」(平成18年4月28日保医発第0428001号)の一部改正について
- 別添4 「特別養護老人ホーム等における療養の給付(医療)の取扱いについて」(平成18年3 月31日保医発第03312002号)の一部改正について

「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」 (平成18年3月13日保医発第0313003号)の一部改正について

「記」以下を次のように改める。

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外 併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項

- 第1 厚生労働大臣が定める掲示事項(掲示事項等告示第1関係)
 - 1 保険医療機関が提供する医療サービスの内容及び費用に関する事項について、患者に対する情報の提供の促進を図る観点から、療養担当規則上院内掲示が義務付けられている保険外併用療養費に係るものを除き、届出事項等を院内掲示の対象としたこと。
 - 2 具体的には、従来から院内掲示とされていたものを含め、以下の5つの事項を院内掲示事項と して定めたこと。
 - (1) 入院基本料に関する事項

保険医療機関は、入院基本料に係る届出内容の概要(看護要員の対患者割合、看護要員の 構成)を掲示するものとすること。

(掲示例)

① 入院患者数42人の一般病棟で、一般病棟入院基本料の10対1入院基本料を算定している 病院の例

「当病棟では、1日に13人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。 なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。」

- ・ 朝9時~夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。
- ・ 夕方17時~深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。
- ・ 深夜1時~朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。
- ② 有床診療所入院基本料1を算定している診療所の例 「当診療所には、看護職員が5名以上勤務しています。」
- (2) 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院及び調整係数(平成20年厚生労働省告示第96号)別表の左欄に掲げる病院であること
- (3) 地方社会保険事務局長への届出事項に関する事項
 - ① 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示59号。以下「算定告示」という。)又は入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)に基づき、保険医療機関が地方社会保険事務局長へ届け出ることとされている事項を届け出た場合は、当該届け出た事項を掲示するものとすること。

② 具体的には、各種施設基準及び入院時食事療養(I)又は入院時生活療養(I)の基準に適合するものとして届け出た内容のうち、当該届出を行ったことにより患者が受けられるサービス等をわかりやすく掲示するものであること。

(掲示例)

電子化加算を算定する保険医療機関(基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(平成20年3月5日保医発第0305002号)別添1の第2の1(2)のウを満たすこととして電子化加算の施設基準の届出を行っている保険医療機関)の例

「一部負担金等の内訳の診療報酬点数の算定項目、薬剤名又は特定保険医療材料名が分かる明細書を発行しています。」

入院時食事療養(I)に係る食事療養を実施している病院の例

「入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。」

- (4) 保険外負担に関する事項
 - ① いわゆる保険外負担については、その適切な運用を期するため、院内掲示の対象とすることとしたものであること。なお、保険外負担の在り方については、「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」(平成17年9月1日保医発第0901002号)等を参考にされたいこと。
 - ② 具体的には、次に掲げる事項を掲示するものとすること。
 - ア 法令の規定に基づかず、患者から費用の支払を受けている個々の「サービス」又は 「物」について、その項目とそれに要する実費
 - イ 「介護料」「衛生材料費」等の、治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」又は「物」については、患者から費用を徴収することは認められていないこと。

また、「施設管理費」「雑費」等曖昧な名目での費用徴収は認められていないこと。 (掲示例)

「当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

なお、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」 についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認めら れていません。」

③ なお、保険外併用療養費に係る事項については、従前より、保険医療機関及び保険医療 養担当規則(昭和32年厚生省令第15号。以下「療担規則」という。)第5条の4第2項及 び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する 基準(昭和58年厚生省告示第14号。以下「療担基準」という。)第2条の6に基づき、そ の内容及び費用につき院内掲示を行う旨定められているところであるが、今後とも当該事 項を院内の見やすい場所に掲示することの徹底が図られるべきものであること。

第2 明細書を交付しなければならない保険医療機関(掲示事項告示第1の2関係)

1 患者から求められた場合に、個別の診療報酬点数の算定項目(投薬等に係る薬剤又は特定保険 医療材料の名称を含む。)が分かる明細書を発行しなければならない医療機関として、許可病床 数が400床以上の保険医療機関のうち、レセプトコンピュータを使用しているものであって、光 ディスク等を用いた請求を行っているもの又はレセプト文字データ変換ソフトを使用することに よって光ディスク等を用いた請求を行うことができるものを定めたものであること。

これは、電子情報処理組織を使用して療養の給付費等の請求を行うこと(レセプトオンライン化)とされた保険医療機関については、明細書を即時に発行できる基盤が整っていると考えられることによるものであり、レセプトオンライン化の進捗状況を踏まえ、平成21年4月1日以降においては、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)附則第4条の表第1号に規定する保険医療機関についても、患者から求められた場合には明細書を発行しなければならないものとしたこと。

- 2 明細書の発行に当たっては、「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の 分かる明細書の交付について」(平成18年3月6日保発第0306005号保険局長通知)によるもの であること。
- 第3 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める基準等(掲示事項等告示第3及び医薬品等告示 関係)
 - 1 特別の療養環境の提供に係る基準に関する事項
 - (1) 療養環境の向上に対するニーズが高まりつつあることに対応して、患者の選択の機会を広げるために、(2)の要件を満たす病床について保険医療機関の病床(健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号の指定に係る病床(介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第3号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第8条第26項に規定する療養病床等を除く。)に限る。以下第3において同じ。)の数の5割まで患者に妥当な範囲の負担を求めることを認めることとしたものであること。
 - (2) 療養環境については、患者が特別の負担をする上でふさわしい療養環境である必要があり、 次の①から④までの要件を充足するものでなければならないこと。
 - ① 特別の療養環境に係る一の病室の病床数は4床以下であること。
 - ② 病室の面積は1人当たり6.4平方メートル以上であること。
 - ③ 病床ごとのプライバシーの確保を図るための設備を備えていること。
 - ④ 少なくとも下記の設備を有すること。
 - ア 個人用の私物の収納設備
 - イ 個人用の照明
 - ウ 小机等及び椅子
 - (3) (1)にかかわらず、厚生労働大臣が次に掲げる要件を満たすものとして承認した保険医療機関にあっては、当該承認に係る病床割合まで患者に妥当な範囲の負担を求めることを認めることとしたものであること。
 - ① 当該保険医療機関の所在地を含む区域(医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第 2項第10号に規定する区域をいう。)における療養病床(同法第7条第2項第4号に規定 する療養病床をいう。)及び一般病床(同法第7条第2項第5号に規定する一般病床をい う。)の数が、同法第30条の4第1項に規定する医療計画において定める当該区域の療養

病床及び一般病床に係る基準病床数に既に達しており、かつ、特別の療養環境に係る病床数の当該保険医療機関の病床数に対する割合を増加しても患者が療養の給付を受けることに支障を来すおそれがないこと。

この場合においては、当該保険医療機関におけるこれまでの特別の病室の稼働の状況、 特別の病室の申し込みの状況等を勘案し、当該保険医療機関の特別の病室を増加しても、 患者が療養の給付を受けることに支障を来すおそれがないかどうか判断するものとするこ と。

- ② 経験を有する常勤の相談員により、特別の療養環境の提供に係る病室への入退室及び特別の料金等に関する相談体制が常時とられていること。
- ③ 必要に応じ、患者を適切かつ迅速に他の保険医療機関に紹介することができる等の他の 保険医療機関との連携体制が整えられていること。
- ④ 当該保険医療機関における特別の療養環境の提供に係る病室のすべてについて、一の病室の病床数が2床以下であり、かつ、病室の面積及び設備については(2)の②から④までの要件を充足するものであること。
- ⑤ 算定告示別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)第1章第2部第 1節又は別表第二歯科診療報酬点数表(以下「歯科点数表」という。)第1章第2部第1 節に規定する7対1入院基本料、準7対1入院基本料及び10対1入院基本料、療養病棟入 院基本料(特別入院基本料を除く。)並びに有床診療所入院基本料1を算定する保険医療 機関であること。
- ⑥ 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第19条第1項第1号及び第2号に定める医師及び歯科医師の員数を満たしていること。
- ⑦ 厚生労働大臣から当該承認を受ける前6月間において掲示事項等告示第3の基準に違反 したことがなく、かつ現に違反していないこと。
- (4) (3)の承認に係る病床割合については、次の事項を基準として設定すること。
 - ① 医科点数表又は歯科点数表に掲げる療養環境加算、重症者等療養環境特別加算等を算定する病室として当該保険医療機関が届出を行っている病室における病床は、承認に係る病床から除外すること。
 - ② 特定集中治療室、新生児特定集中治療室、母体・胎児集中治療室、広範囲熱傷特定集中 治療室、一類感染症患者入院医療管理治療室等患者の治療上の必要があるために入院する ものとして設けられている病室における病床は、承認に係る病床から除外すること。
 - ③ 地域医療支援病院(医療法第4条第1項に規定する地域医療支援病院をいう。)、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)に基づき認定された救急病院等、「救急医療対策の整備事業について(昭和52年医発第692号)」に規定された保険医療機関等において救急患者のために設けられた専用病床等は、承認に係る病床から除外すること。
 - ④ ①から③までのほか、当該保険医療機関におけるこれまでの特別療養環境室以外の病床 への入院状況、特別療養環境室への入院希望の状況、救急患者の割合等を総合的に勘案し、 特別療養環境室に係る病床以外の病床を一定割合確保すること。
- (5) (1)及び(3)にかかわらず、特定機能病院以外の保険医療機関であって、国又は地方公共 団体が開設するものにあっては、その公的性格等にかんがみ、国が開設するものにあっては 病床数の2割以下、地方公共団体が開設するものにあっては病床数の3割以下としたこと。

- (6) 特別の療養環境の提供は、患者への十分な情報提供を行い、患者の自由な選択と同意に基づいて行われる必要があり、患者の意に反して特別療養環境室に入院させられることのないようにしなければならないこと。
- (7) 特別療養環境室へ入院させた場合においては、次の事項を履行するものであること。
 - ① 保険医療機関内の見やすい場所、例えば、受付窓口、待合室等に特別療養環境室の各々についてそのベッド数、特別療養環境室の場所及び料金を患者にとって分かりやすく掲示しておくこと。
 - ② 特別療養環境室への入院を希望する患者に対しては、特別療養環境室の設備構造、料金等について明確かつ懇切に説明し、患者側の同意を確認のうえ入院させること。
 - ③ この同意の確認は、料金等を明示した文書に患者側の署名を受けることにより行うものであること。なお、この文書は、当該保険医療機関が保存し、必要に応じ提示できるようにしておくこと。
- (8) 患者に特別療養環境室に係る特別の料金を求めてはならない場合としては、具体的には以下の例が挙げられること。なお、③に掲げる「実質的に患者の選択によらない場合」に該当するか否かは、患者又は保険医療機関から事情を聴取した上で、適宜判断すること。
 - ① 同意書による同意の確認を行っていない場合(当該同意書が、室料の記載がない、患者側の署名がない等内容が不十分である場合を含む。)
 - ② 患者本人の「治療上の必要」により特別療養環境室へ入院させる場合
 - (例)・救急患者、術後患者等であって、病状が重篤なため安静を必要とする者、又は常時監視を要し、適時適切な看護及び介助を必要とする者
 - ・免疫力が低下し、感染症に罹患するおそれのある患者
 - ・集中治療の実施、著しい身体的・精神的苦痛を緩和する必要のある終末期の患者
 - ・後天性免疫不全症候群の病原体に感染している患者(患者が通常の個室よりも特別の設備の整った個室への入室を特に希望した場合を除く。)
 - ・クロイツフェルト・ヤコブ病の患者(患者が通常の個室よりも特別の設備の整った個室への入室を特に希望した場合を除く。)
 - ③ 病棟管理の必要性等から特別療養環境室に入院させた場合であって、実質的に患者の選 択によらない場合
 - (例)・MRSA等に感染している患者であって、主治医等が他の入院患者の院内感染を 防止するため、実質的に患者の選択によらず入院させたと認められる者

なお、「治療上の必要」に該当しなくなった場合等上記②又は③に該当しなくなったときは、(6)及び(7)に示した趣旨に従い、患者の意に反して特別療養環境室への入院が続けられることがないよう改めて同意書により患者の意思を確認する等、その取扱いに十分に配慮すること。

- (9) 患者が事実上特別の負担なしでは入院できないような運営を行う保険医療機関については、 患者の受診の機会が妨げられるおそれがあり、保険医療機関の性格から当を得ないものと認 められるので、保険医療機関の指定又は更新による再指定に当たっては、十分改善がなされ た上で、これを行う等の措置も考慮すること。(3)に掲げる保険医療機関については、特に 留意すること。
- (10) 平成6年3月31日現在、従来の特別の病室として特別の料金を徴収している病室が(2)

- の②に掲げる要件を満たしていない場合は、当該病床を含む病棟の改築又は建替までは経過 的に当該要件を課さないこととするが、早急に改善されるべきものであること。
- (11) 保険医療機関は、特別の療養環境の提供に係る病床数、特別の料金等を定期的に地方社会 保険事務局長に報告するとともに、当該事項を定め又は変更しようとする場合には、別紙様 式1により地方社会保険事務局長にその都度報告するものとすること。

2 病院の初診に関する事項

- (1) 病院と診療所の機能分担の推進を図る観点から、他の保険医療機関等からの紹介なしに医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床に係るものの数が200床以上の病院を受診した患者については、自己の選択に係るものとして、初診料を算定する初診に相当する療養部分についてその費用を患者から徴収することができることとしたところであるが、当該療養の取扱いについては、以下のとおりとすること。なお、病床数の計算の仕方は、外来診療料に係る病床数の計算方法の例によるものであること。
 - ① 患者の疾病について医学的に初診といわれる診療行為が行われた場合に徴収できるものであり、自ら健康診断を行った患者に診療を開始した場合等には、徴収できない。
 - ② 同時に2以上の傷病について初診を行った場合においても、1回しか徴収できない。
 - ③ 1傷病の診療継続中に他の傷病が発生して初診を行った場合においても、第1回の初診時にしか徴収できない。
 - ④ 医科・歯科併設の病院においては、お互いに関連のある傷病の場合を除き、医科又は歯 科においてそれぞれ別に徴収できる。
 - ⑤ ①から④までによるほか、初診料の算定の取扱いに準ずるものとする。
- (2) 初診に係る特別の料金を徴収しようとする場合は、患者への十分な情報提供を前提として、 患者の自由な選択と同意があった場合に限られるものであり、当該情報提供に資する観点から、「他の保険医療機関等からの紹介によらず、当該病院に直接来院した患者については初診に係る費用として〇〇〇〇円を徴収する。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、 他の保険医療機関からの紹介によらず来院した場合にあっては、この限りでない。」旨を病院の見やすい場所に患者にとってわかりやすく明示するものとすること。
- (3) 特別の料金については、その徴収の対象となる療養に要するものとして社会的にみて妥当 適切な範囲の額とすること。
- (4) 特別の料金等の内容を定め又は変更しようとする場合は、別紙様式2により地方社会保険事務局長にその都度報告するものとすること。
- (5) 国の公費負担医療制度の受給対象者については、「やむを得ない事情がある場合」に該当するものとして、初診に係る特別の料金の徴収を行うことは認められないものであること。
- (6) いわゆる地方単独の公費負担医療(以下「地方単独事業」という。)の受給対象者については、当該地方単独事業の趣旨が、特定の障害、特定の疾病等に着目しているものである場合には、(5)と同様の取扱いとすること。
- (7) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第9号に規定するいわゆる無料低額診療事業の実施医療機関において当該制度の対象者について初診に係る特別の料金の徴収を行うこと、及びエイズ拠点病院においてHIV感染者について初診に係る特別の料金の徴収を行うことは、「やむを得ない事情がある場合」に該当するものとして認められないものであること。
- 3 予約に基づく診察に関する事項

- (1) 予約診察による特別の料金の徴収に当たっては、それぞれの患者が予約した時刻に診療を 適切に受けられるような体制が確保されていることが必要であり、予約時間から一定時間(3 0分程度)以上患者を待たせた場合は、予約料の徴収は認められないものであること。
- (2) 予約料を徴収しない時間を各診療科ごとに少なくとも延べ外来診療時間の2割程度確保するものとする。なお、この時間帯の確保に当たっては、各診療科における各医師の同一診療時間帯に、予約患者とそうでない患者を混在させる方法によっても差し支えないものとする。
- (3) 予約患者でない患者についても、概ね2時間以上待たせることのないよう、適宜診察を行うものとすること。
- (4) 予約患者については、予約診察として特別の料金を徴収するのにふさわしい診療時間(10分程度以上)の確保に努めるものとし、医師1人につき1日に診察する予約患者の数は概ね40人を限度とすること。
- (5) 上記の趣旨を患者に適切に情報提供する観点から、当該事項について院内に患者にとって わかりやすく掲示するとともに、病院の受付窓口の区分、予約でない患者に対する受付窓口 での説明、予約患者でない患者への番号札の配布等、各保険医療機関に応じた方法により、 予約患者とそうでない患者のそれぞれについて、当該取扱いが理解されるよう配慮するもの とすること。
- (6) 予約料の徴収は、患者の自主的な選択に基づく予約診察についてのみ認められるものであり、病院側の一方的な都合による徴収は認められないものであること。
- (7) 予約料の額は、社会的に見て妥当適切なものでなければならないこと。
- (8) 特別の料金等の内容を定め又は変更しようとする場合は、別紙様式3により地方社会保険事務局長にその都度報告するものとすること。
- (9) 専ら予約患者の診察に当たる医師がいても差し支えないものとすること。
- 4 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察(以下単に「時間外診察」という。) に関する事項
 - (1) 本制度は、国民の生活時間帯の多様化や時間外診察に係るニーズの動向を踏まえて創設されたものであり、したがって、本制度の対象となるのは、緊急の受診の必要性はないが患者が自己の都合により時間外診察を希望した場合に限られ、緊急やむを得ない事情による時間外の受診については従前通り診療報酬点数表上の時間外加算の対象となり、患者からの費用徴収は認められないものであること。
 - (2) 本制度に基づき時間外診察に係る費用徴収を行おうとする保険医療機関は、時間外診察に係る費用徴収についての掲示をあらかじめ院内の見やすい場所に患者にとってわかりやすく 示しておかなければならないこと。
 - (3) 社会通念上時間外とされない時間帯(例えば平日の午後4時)であっても、当該保険医療機関の標榜診療時間帯以外であれば、診療報酬上の時間外加算とは異なり、本制度に基づく時間外診察に係る費用徴収は認められるものであること。
 - (4) 患者からの徴収額については、診療報酬点数表における時間外加算の所定点数相当額を標準とすること。
 - (5) 患者からの徴収額及び標榜診療時間帯を定め又は変更しようとする場合は、別紙様式4により地方社会保険事務局長にその都度報告するものとすること。
- 5 金属床による総義歯の提供に関する事項

- (1) 本制度は、有床義歯に係る患者のニーズの動向等を踏まえて創設されたものであること。
- (2) 金属床総義歯とは、義歯床粘膜面の大部分が金属で構成されていて顎粘膜面にその金属が 直接接触する形態で、なおかつ金属部分で咬合・咀嚼力の大部分を負担できる構造の総義歯 をいうものであること。
- (3) 金属床総義歯を提供する場合は熱可塑性樹脂を用いたものとみなして保険外併用療養費を 支給するが、その費用は患者に対し実際に行った再診、顎運動関連検査、補綴時診断、印象 採得、仮床試適、義歯製作(材料料を含む。)、装着及び新製有床義歯管理(1回のみ)に 係る所定点数を合計して算出すること。
- (4) 金属床総義歯に係る費用については、社会的にみて妥当適切なものでなければならないこと。
- (5) 本制度に基づき、金属床総義歯に係る費用を徴収する保険医療機関は、金属床総義歯の概要及び金属床総義歯に係る費用について、あらかじめ院内の見やすい場所に患者にとってわかりやすく掲示しておかなければならないこと。
- (6) 本制度が適用されるのは、患者に対して総義歯に関する十分な情報提供がなされ、医療機関との関係において患者の自由な選択と同意があった場合に限られるものであること。
- (7) 保険医療機関が、保険外併用療養費及び特別の料金からなる金属床総義歯に係る費用等を 定めた場合又は変更しようとする場合は、別紙様式5により地方社会保険事務局長にその都 度報告するものとすること。
- (8) 患者から金属床総義歯に係る費用徴収を行った保険医療機関は、患者に対し、保険外併用療養費の一部負担に係る徴収額と特別の料金に相当する自費負担に係る徴収額を明確に区分した当該費用徴収に係る領収書を交付するものとすること。
- (9) 本制度に基づき、金属床総義歯の提供を行った保険医療機関は、毎年定期的に金属床総義 歯に係る費用を含めた金属床総義歯の実施状況について、地方社会保険事務局長に報告する ものとすること。
- 6 医薬品の治験に係る診療に関する事項
 - (1) 保険外併用療養費の支給対象となる治験は、薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第16項の規定によるもの(人体に直接使用される薬物に係るものに限る。)とすること。
 - (2) したがって、治験の実施に当たっては、薬事法及び薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第 1号)の関係規定によるほか、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生 省令第28号)によるものとすること。
 - (3) 保険外併用療養費の支給対象となる期間については、治験の対象となる患者ごとに当該治験を実施した期間とすること。
 - (4) 保険外併用療養費の支給対象となる診療については、治験依頼者の依頼による治験においては、医療保険制度と治験依頼者との適切な費用分担を図る観点から、治験に係る診療のうち、検査及び画像診断に係る費用については、保険外併用療養費の支給対象とはせず、また、投薬及び注射に係る費用については、当該治験の対象とされる薬物の予定される効能又は効果と同様の効能又は効果を有する医薬品に係る診療については、保険外併用療養費の支給対象とはしないものとする。また、自ら治験を実施する者による治験においては、治験に係る診療のうち、当該治験の対象とされる薬物の予定される効能又は効果と同様の効能又は効果を有する医薬品に係る投薬及び注射に係る費用については、保険外併用療養費の支給対象と

はしないものとする。なお、いずれの場合においても、これらの項目が包括化された点数を 算定している保険医療機関において治験が行われた場合の当該包括点数の取扱いについては、 当該包括点数から、当該診療において実施した保険外併用療養費の支給対象とはならない項 目のうち当該包括点数に包括されている項目の所定点数を合計した点数を差し引いた点数に 係るものについて、保険外併用療養費の支給対象とすること。

- (5) 保険外併用療養費の支給対象となる治験は、患者に対する情報提供を前提として、患者の 自由な選択と同意がなされたものに限られるものとし、したがって、治験の内容を患者等に 説明することが医療上好ましくないと認められる等の場合にあっては、保険外併用療養費の 支給対象としないものとすること。
- (6) 自ら治験を実施する者による治験において、患者から当該治験の対象とされる薬物の薬剤料等を特別の料金として徴収する場合、当該特別の料金の徴収を行った保険医療機関は、患者に対し、保険外併用療養費の一部負担に係る徴収額と特別の料金に相当する自費負担に係る徴収額を明確に区分した当該特別の料金の徴収に係る領収書を交付するものとすること。
- (7) 特別の料金については、その徴収の対象となる療養に要するものとして社会的にみて妥当 適切な範囲の額とすること。
- (8) 保険外併用療養費の支給対象となる治験を実施した保険医療機関については、毎年の定例報告の際に、治験の実施状況について、別紙様式6により地方社会保険事務局長に報告するものとすること。また、特別の料金等の内容を定め又は変更しようとする場合は、別紙様式6の2により社会保険事務局長にその都度報告するものとすること。

7 齲蝕に罹患している患者の指導管理に関する事項

- (1) 本制度は、小児齲蝕の再発抑制に対するニーズが高まりつつあることを踏まえて創設されたものであること。
- (2) 本制度の対象となる指導管理(以下「継続管理」という。)は、齲触多発傾向を有しない 13歳未満の患者であって継続的な管理を要するものに対するフッ化物局所応用又は小窩裂 溝填塞による指導管理に限られるものとし、保険外併用療養費の額は、再診料、歯科疾患管 理料(初診日の属する月については、再診料)及び歯科衛生実地指導料に係る所定点数を合 計して算出すること。なお、13歳以上の患者については、本制度の対象としないこと。
- (3) フッ化物局所応用及び小窩裂溝填塞に係る費用については、社会的にみて妥当適切なものでなければならないこと。
- (4) 本制度に基づき、フッ化物局所応用及び小窩裂溝填塞に係る費用を徴収する保険医療機関は、継続管理の概要並びにフッ化物局所応用及び小窩裂溝填塞に係る費用について、あらかじめ院内の見やすい場所に患者にとってわかりやすく掲示しておかなければならないこと。
- (5) 本制度が適用されるのは、患者又は患者の保護者に対して継続管理に関する十分な情報提供がなされ、医療機関との関係において患者の自由な選択と同意があった場合に限られるものとすること。
- (6) 保険医療機関が、フッ化物局所応用及び小窩裂溝填塞に係る費用を定め又は変更しようと する場合は、別紙様式7により地方社会保険事務局長に報告するものとすること。
- (7) 患者又は患者の保護者からフッ化物局所応用及び小窩裂溝填塞に係る費用徴収を行った保 険医療機関は、患者に対し、保険外併用療養費の一部負担に係る徴収額と特別の料金に相当 する自費負担に係る徴収額を明確に区分した当該費用徴収に係る領収書を交付するものとす

ること。

- (8) 本制度に基づき、継続管理の提供を行った保険医療機関は、毎年定期的にフッ化物局所応 用及び小窩裂溝填塞に係る費用を含めた継続管理の実施状況について、地方社会保険事務局 長に報告するものとすること。
- 8 200床(医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床に係るものに限る。)以上の病院の再診 に関する事項
 - (1) 病院と診療所の機能分担の推進を図る観点から、他の病院(医療法第7条第2項第5号に 規定する一般病床に係るものの数が200床未満のものに限る。)又は診療所に対し文書によ る紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、当該病院を受診した患者については、自己 の選択に係るものとして、外来診療料又は再診料に相当する療養部分についてその費用を患 者から徴収することができることとしたものであるが、同時に2以上の傷病について再診を 行った場合においては、当該2以上の傷病のすべてにつき、以下(2)~(4)の要件を満たさ ない限り、特別の料金の徴収は認められないものである。なお、病床数の計算の仕方は、外 来診療料に係る病床数の計算方法の例によるものであること。
 - (2) 外来診療料又は地域歯科診療支援病院歯科再診料を算定する療養に相当する療養が行われた場合に特別の料金を徴収することができるものである。
 - (3) 再診に係る特別の料金を徴収しようとする場合は、患者への十分な情報提供を前提とされるものであり、当該情報提供に資する観点から、必要な情報を病院の見やすい場所に患者にとってわかりやすく明示するものとする。
 - (4) 他の病院又は診療所に対する文書による紹介を行う旨の申出については、当該医療機関と 事前に調整した上で行うものとし、以下の事項を記載した文書を交付することにより行うも のであること。また、当該文書による申出を行った日については、特別の料金の徴収は認め られないものであること。
 - ア 他の病院又は診療所に対し文書により紹介を行う用意があること。
 - イ 紹介先の医療機関名
 - ウ 次回以降特別の料金として○○円を徴収することとなること。
 - (5) その他、病院の初診に関する事項の(3)から(7)の取扱いに準ずるものとする。
- 9 医療機器の治験に係る診療に関する事項
 - (1) 保険外併用療養費の支給対象となる治験は、薬事法第2条第16項の規定によるもの(機械器具等に係るものに限る。)とすること。
 - (2) したがって、治験の実施に当たっては、薬事法及び薬事法施行規則の関係規定によるほか、 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成17年厚生労働省令第36号)によるもの とすること。
 - (3) 保険外併用療養費の支給対象となる診療については、治験依頼者の依頼による治験においては、医療保険制度と治験依頼者との適切な費用分担を図る観点から、治験に係る診療のうち、手術若しくは処置又は歯冠修復及び欠損補綴の前後1週間(2以上の手術若しくは処置又は歯冠修復及び欠損補綴が行われた場合は、最初の手術若しくは処置又は歯冠修復及び欠損補綴が行われた日から起算して8日目に当たる日から最後の手術若しくは処置又は歯冠修復及び欠損補綴が行われた日から起算して8日を経過する日までの間とする。)に行われた検査及び画像診断、診療報酬上評価されていない手術及び処置並びに歯冠修復及び欠損補綴

並びに当該治験に係る機械器具等に係る費用については、保険外併用療養費の支給対象とは しないものとする。また、自ら治験を実施する者による治験においては、治験に係る診療の うち、診療報酬上評価されていない手術及び処置並びに歯冠修復及び欠損補綴並びに当該治 験に係る機械器具等に係る費用については、保険外併用療養費の支給対象とはしないものと する。なお、いずれの場合においても、保険外併用療養費の支給対象とされない検査等が包 括化された点数を算定している保険医療機関において治験が行われた場合の当該包括点数の 取扱いについては、当該包括点数から、次の点数を差し引いた点数に係るものについて、保 険外併用療養費の支給対象とすること。

ア 当該診療において実施した当該検査等の所定点数

イ 当該機械器具等を使用するために通常要する費用に基づき算定した点数

- (4) 保険外併用療養費の支給対象となる治験は、患者に対する情報提供を前提として、患者の 自由な選択と同意がなされたものに限られるものとし、したがって、治験の内容を患者等に 説明することが医療上好ましくないと認められる等の場合にあっては、保険外併用療養費の 支給対象としないものとすること。
- (5) 自ら治験を実施する者による治験において、患者から当該治験の対象とされる機械器具等の費用等を特別の料金として徴収する場合、当該特別の料金の徴収を行った保険医療機関は、患者に対し、保険外併用療養費の一部負担に係る徴収額と特別の料金に相当する自費負担に係る徴収額を明確に区分した当該特別の料金の徴収に係る領収書を交付するものとすること。
- (6) 特別の料金については、その徴収の対象となる療養に要するものとして社会的にみて妥当 適切な範囲の額とすること。
- (7) 保険外併用療養費の支給対象となる治験を実施した保険医療機関については、毎年の定例報告の際に、治験の実施状況について、別紙様式8により地方社会保険事務局長に報告するものとすること。また、特別の料金等の内容を定め又は変更しようとする場合は、別紙様式8の2により社会保険事務局長にその都度報告するものとすること。
- 10 薬事法に基づく承認を受けた医薬品の投与に関する事項
 - (1) 薬事法上の承認(同法第14条第1項又は第19条の2第1項の規定による承認)を受けた者が製造販売した当該承認に係る医薬品のうち、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成20年厚生労働省告示60号。以下「薬価基準」という。)に収載されていないものに対する患者のニーズに対応する観点から、薬事法上の承認を受けた医薬品の投与について、当該投与に係る薬剤料に相当する療養部分についてその費用を患者から徴収することができることとしたものである。
 - (2) 保険外併用療養費の支給額には、薬剤料そのものの費用は含まれないものであること。
 - (3) 病院又は診療所にあっては、以下の要件を満たすものであること。
 - ア 当該病院又は診療所に常勤の薬剤師が、2名以上配置されていること。
 - イ 医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設(以下「医薬品情報管理室」という。)を有し、常勤の薬剤師が1名以上配置されていること。
 - ウ 医薬品情報管理室の薬剤師が、有効性、安全性等薬学的情報の管理及び医師等に対する 情報提供を行っていること。
 - (4) 薬局にあっては、算定告示別表第三調剤報酬点数表(以下「調剤報酬点数表」という。) 第1節に規定する調剤基本料の注2の規定に基づく届出を行った薬局であって、(3)の要件

を満たす病院又は診療所の医師又は歯科医師から交付された処方せんに基づき医薬品を投与するものであること。

- (5) 薬事法上の承認を受けた日から起算して90日以内に行われた投薬について特別の料金を徴収することができるものとする。なお、投薬時点が90日以内であれば、服用時点が91日目以後になる場合であっても特別の料金を徴収することができるものとする。
- (6) 特別の料金の徴収は、患者への十分な情報提供が前提とされるものであり、患者に対し当該医薬品の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報を文書により提供しなければならないものとする。
- (7) 処方せんを交付する場合であっても、(6)の情報の提供は医療機関において行うものとする。また、処方せんを交付する場合は、患者の希望する薬局において当該医薬品の交付が可能であるか事前に確認すること。この場合、処方せんを交付する場合も特別の料金を徴収することは認められるが、薬局においても特別の料金を徴収されることがある旨の説明を行うものとする。
- (8) 特別の料金については、その徴収の対象となる療養に要するものとして社会的にみて妥当適切な範囲の額とする。
- (9) 特別の料金等の内容を定め又は変更しようとする場合は、別紙様式9により社会保険事務局長にその都度報告するものとする。
- 11 入院期間が180日を超える入院に関する事項
- (1) 入院医療の必要性が低いが患者側の事情により長期にわたり入院している者への対応を図る観点から、通算対象入院料(一般病棟入院基本料(特別入院基本料及び後期高齢者特定入院基本料を含む。)、特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。)及び専門病院入院基本料をいう。以下同じ。)を算定する保険医療機関への180日を超える入院((6)に定める患者の入院を除く。)については、患者の自己の選択に係るものとして、その費用を患者から徴収することができることとしたものである。
- (2) 入院期間は、以下の方法により計算されるものであり、医科点数表及び歯科点数表の例に より計算されるものではないことに留意すること。
 - ① 保険医療機関を退院した後、同一の疾病又は負傷により、当該保険医療機関又は他の保 険医療機関に入院した場合(当該疾病又は負傷が一旦治癒し、又は治癒に近い状態(寛解 状態を含む。)になった後に入院した場合を除く。)にあっては、これらの保険医療機関 において通算対象入院料を算定していた期間を通算する。
 - ② ①の場合以外の場合にあっては、現に入院している保険医療機関において通算対象入院料を算定していた期間を通算する。
- (3) 退院の日から起算して3月以上(悪性腫瘍又は「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日衛発第242号)の別紙の第3に掲げる疾病に罹患している患者については1月以上)の期間、同一傷病について、いずれの保険医療機関に入院することなく経過した後に、当該保険医療機関又は他の保険医療機関に入院した場合は、(2)の②に該当するものであり、入院期間の計算方法は、現に入院している保険医療機関において通算対象入院料を算定していた期間を通算するものであること。

また、同一の保険医療機関内の介護療養病床等に3月以上(悪性腫瘍又は「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日衛発第242号)の別紙の第3に掲げる疾病に罹患し

ている患者については1月以上)の期間入院した場合についても(2)の②に準じて取り扱うものとし、当該介護療養病床等から通算対象入院料を算定する病棟に転棟した場合における 入院期間は、当該転棟の日から起算して計算するものであること。

- (4) 入院期間の確認については、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成20年3月5日保医発第0305001号)別添1第1章第2部通則3に従うものであること。
- (5) 保険外併用療養費の支給額は、所定点数から通算対象入院料の基本点数の100分の15に相当する点数を控除した点数をもとに計算されるものであるが、通算対象入院料の基本点数とは、それぞれの区分の注1 (特別入院基本料の場合は注2、後期高齢者特定入院基本料の場合は注4) に掲げられている点数であるものである。なお、控除する点数に1点未満の端数があるときは、小数点以下第一位を四捨五入して計算するものとする。また、外泊期間中は、保険外併用療養費は支給しないものとする。なお、外泊期間中であっても、特別の料金を徴収することができることとし、その標準については、(9)に規定するところによるものとする。
- (6) 当該制度は、入院医療の必要性が低いが患者側の事情により入院しているものへの対応を図るためのものであることから、以下の表の左欄に掲げる状態等にあって、中欄の診療報酬点数に係る療養のいずれかについて、右欄に定める期間等において実施している患者の入院については、選定療養には該当せず、特別の料金を徴収することは認められないものである。なお、左欄に掲げる状態等にある患者が、退院等により右欄に定める実施期間等を満たさない場合においては、当該月の前月において選定療養に該当していない場合に限り、当該月においても同様に取扱う。他の病院から転院してきた患者についても同様の取扱いとする。

状態等	診療報酬点数	実施の期間等
1 難病患者等入院診療加算	難病患者等入院診療加算	当該加算を算定している期間
を算定する患者		
2 重症者等療養環境特別加	重症者等療養環境特別加算	当該加算を算定している期間
算を算定する患者		
3 重度の肢体不自由者(脳		左欄の状態にある期間
卒中の後遺症の患者及び認		
知症の患者を除く。)、脊	- 	
髄損傷等の重度障害者(脳		
卒中の後遺症の患者及び認		
知症の患者を除く。)、重		
度の意識障害者、筋ジスト		
ロフィー患者及び難病患者		
等 (注1参照)		
4 悪性新生物に対する腫瘍	動脈注射	左欄治療により、集中的な入
用薬(重篤な副作用を有す	抗悪性腫瘍剤局所持続注入	院加療を要する期間
るものに限る。)を投与し	点滴注射	
ている状態 (注2参照)	中心静脈注射	

I	骨髄内注射	
5 悪性新生物に対する放射	放射線治療(エックス線表在	
線治療を実施している状態	治療又は血液照射を除く。)	
6 ドレーン法又は胸腔若し	ドレーン法 (ドレナージ)	当該月において2週以上実施
くは腹腔の洗浄を実施して	胸腔穿刺	していること
いる状態 (注3参照)	腹腔穿刺	
7 人工呼吸器を使用してい	間歇的陽圧吸入法、体外式陰	当該月において1週以上使用
る状態	圧人工呼吸器治療	していること
	人工呼吸	
8 人工腎臟、持続緩徐式血	人工腎臓、持続緩徐式血液濾	各週2日以上実施しているこ
液濾過又は血漿交換療法を	過	と(注4参照)
実施している状態	血漿交換療法	当該月において2日以上実施
		していること
9 全身麻酔その他これに準	脊椎麻酔	
ずる麻酔を用いる手術を実	開放点滴式全身麻酔	
施し、当該疾病に係る治療	マスク又は気管内挿管による	
を継続している状態	閉鎖循環式全身麻酔	
(当該手術を実施した日か		
ら起算して30日までの間に		
限る。)		
10 末期の悪性新生物に対す	薬剤料(麻薬に限る。)(注	左欄の状態にある期間
る治療を実施している状態	E 乡 四)	
シロホモ大胆している小忠	5 参照)	
31日かと大旭している小思	神経ブロック(注6参照)	
	神経ブロック(注6参照)	
11 呼吸管理を実施している	神経ブロック(注6参照) 救命のための気管内挿管	
11 呼吸管理を実施している	神経ブロック (注6参照) 救命のための気管内挿管 (注7参照)	
11 呼吸管理を実施している 状態	神経ブロック(注6参照) 救命のための気管内挿管 (注7参照) 気管切開術(注8参照)	当該月において1日あたり8
11 呼吸管理を実施している 状態	神経ブロック(注6参照) 救命のための気管内挿管 (注7参照) 気管切開術(注8参照) 酸素吸入(注9参照) 喀痰吸引、干渉低周波去痰器	当該月において1日あたり8 回(夜間を含め約3時間に1
11 呼吸管理を実施している 状態 12 頻回に喀痰吸引・排出を	神経ブロック(注6参照) 救命のための気管内挿管 (注7参照) 気管切開術(注8参照) 酸素吸入(注9参照) 喀痰吸引、干渉低周波去痰器	回(夜間を含め約3時間に1
11 呼吸管理を実施している 状態 12 頻回に喀痰吸引・排出を 実施している状態(注10参	神経ブロック(注6参照) 救命のための気管内挿管 (注7参照) 気管切開術(注8参照) 酸素吸入(注9参照) 喀痰吸引、干渉低周波去痰器 による喀痰排出	回(夜間を含め約3時間に1
11 呼吸管理を実施している 状態 12 頻回に喀痰吸引・排出を 実施している状態 (注10参 照)	神経ブロック(注6参照) 救命のための気管内挿管 (注7参照) 気管切開術(注8参照) 酸素吸入(注9参照) 喀痰吸引、干渉低周波去痰器 による喀痰排出 気管支カテーテル薬液注入法	回(夜間を含め約3時間に1 回程度)以上実施している日
11 呼吸管理を実施している 状態 12 頻回に喀痰吸引・排出を 実施している状態 (注10参 照)	神経ブロック(注6参照) 救命のための気管内挿管 (注7参照) 気管切開術(注8参照) 酸素吸入(注9参照) 喀痰吸引、干渉低周波去痰器 による喀痰排出 気管支カテーテル薬液注入法	回(夜間を含め約3時間に1 回程度)以上実施している日 が20日を超えること
11 呼吸管理を実施している 状態 12 頻回に喀痰吸引・排出を 実施している状態 (注10参 照) 13 肺炎等に対する治療を実	神経ブロック(注6参照) 救命のための気管内挿管 (注7参照) 気管切開術(注8参照) 酸素吸入(注9参照) 喀痰吸引、干渉低周波去痰器 による喀痰排出 気管支カテーテル薬液注入法 薬剤料(抗生剤に限る。) (注11参照)	回(夜間を含め約3時間に1 回程度)以上実施している日 が20日を超えること
11 呼吸管理を実施している 状態 12 頻回に喀痰吸引・排出を 実施している状態 (注10参 照) 13 肺炎等に対する治療を実 施している状態	神経ブロック(注6参照) 救命のための気管内挿管 (注7参照) 気管切開術(注8参照) 酸素吸入(注9参照) 喀痰吸引、干渉低周波去痰器 による喀痰排出 気管支カテーテル薬液注入法 薬剤料(抗生剤に限る。) (注11参照) 薬剤料(強心剤等に限る。)	回(夜間を含め約3時間に1 回程度)以上実施している日 が20日を超えること
11 呼吸管理を実施している 状態 12 頻回に喀痰吸引・排出を 実施している状態 (注10参 照) 13 肺炎等に対する治療を実 施している状態 14 集中的な循環管理が実施	神経ブロック(注6参照) 救命のための気管内挿管 (注7参照) 気管切開術(注8参照) 酸素吸入(注9参照) 喀痰吸引、干渉低周波去痰器 による喀痰排出 気管支カテーテル薬液注入法 薬剤料(抗生剤に限る。) (注11参照) 薬剤料(強心剤等に限る。)	回(夜間を含め約3時間に1 回程度)以上実施している日 が20日を超えること
11 呼吸管理を実施している 状態 12 頻回に喀痰吸引・排出を 実施している状態 (注10参照) 13 肺炎等に対する治療を実施している状態 14 集中的な循環管理が実施されている先天性心疾患等	神経ブロック(注6参照) 救命のための気管内挿管 (注7参照) 気管切開術(注8参照) 酸素吸入(注9参照) 喀痰吸引、干渉低周波去痰器 による喀痰排出 気管支カテーテル薬液注入法 薬剤料(抗生剤に限る。) (注11参照) 薬剤料(強心剤等に限る。)	回(夜間を含め約3時間に1 回程度)以上実施している日 が20日を超えること
11 呼吸管理を実施している 状態 12 頻回に喀痰吸引・排出を 実施している状態 (注10参 照) 13 肺炎等に対する治療を実施している状態 14 集中的な循環管理が実施されている先天性心疾患等の患者 (注12参照)	神経ブロック(注6参照) 救命のための気管内挿管 (注7参照) 気管切開術(注8参照) 酸素吸入(注9参照) 喀痰吸引、干渉低周波去痰器 による喀痰排出 気管支カテーテル薬液注入法 薬剤料(抗生剤に限る。) (注11参照) 薬剤料(強心剤等に限る。)	回(夜間を含め約3時間に1 回程度)以上実施している日 が20日を超えること 左欄の状態にある期間
11 呼吸管理を実施している 状態 12 頻回に喀痰吸引・排出を 実施している状態 (注10参 照) 13 肺炎等に対する治療を実 施している状態 14 集中的な循環管理が実施 されている先天性心疾患等 の患者 (注12参照) 15 15歳未満の患者	神経ブロック(注6参照) 救命のための気管内挿管 (注7参照) 気管切開術(注8参照) 酸素吸入(注9参照) 喀痰吸引、干渉低周波去痰器 による喀痰排出 気管支カテーテル薬液注入法 薬剤料(抗生剤に限る。) (注11参照) 薬剤料(強心剤等に限る。)	回(夜間を含め約3時間に1 回程度)以上実施している日 が20日を超えること 左欄の状態にある期間 左欄の年齢にある期間

給付を受けている患者	
17 児童福祉法(昭和22年法	当該給付を受けている期間
律第164号)第20条の育成医	
療の給付を受けている患者	

- 注1 3の左欄に掲げる状態等にある患者は具体的には以下のような状態等にあるものをい うものであること。
 - a 重度の肢体不自由者(平成20年10月1日以降においては、脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。)、脊髄損傷等の重度障害者(平成20年10月1日以降においては、脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。)

なお、脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者については、当該傷病が主たる傷病 である患者のことをいう。

b 重度の意識障害者

重度の意識障害者とは、次に掲げる者をいう。なお、病因が脳卒中の後遺症であっても、次の状態である場合には、重度の意識障害者となる。

- ア 意識障害レベルがJCS(Japan Coma Scale)でⅡ-3 (又は30) 以上又はGCS (Glasgow Coma Scale) で8点以下の状態が2週以上持続している患者
- イ 無動症の患者 (閉じ込め症候群、無動性無言、失外套症候群等)
- c 以下の疾患に罹患している患者

筋ジストロフィー、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、 脊髄小脳変性症、ハンチントン病、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大 脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上でかつ生活機能障害度Ⅱ度又はⅢ度のものに限る。))、多系統萎縮症(線条体 黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜 急性硬化性全脳炎及びもやもや病(ウイリス動脈輪閉塞症)

- d 重度の肢体不自由者については、「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定 基準」の活用について(平成3年11月18日老健第102-2号)においてランクB(以 下「ランクB」という。)以上に該当するものが対象となるものであり、ランクB以 上に該当する旨を診療報酬明細書に記載すること。
- 2 4の「重篤な副作用を有するもの」とは、肝障害、間質性肺炎、骨髄抑制、心筋障害 等の生命予後に影響を与えうる臓器障害を有する腫瘍用薬であること。
- 3 6に係る胸腔穿刺又は腹腔穿刺を算定した場合は、当該胸腔穿刺又は腹腔穿刺に関し 洗浄を行った旨を診療報酬明細書に記載すること。
- 4 8の「人工腎臓を実施している状態」にある患者については、ランクB以上に該当するものが対象となるものであり、ランクB以上に該当する旨を診療報酬明細書に記載すること。
- 5 10の中欄に規定する「麻薬」については、使用薬剤を診療報酬明細書に記載すること。
- 6 10の中欄に規定する「神経ブロック」とは、医科点数表第2章第11部第2節区分番号「L100」神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素使用)、区分番号「L10 1」神経ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法使用)又は区分番号「L105」硬膜

外ブロックにおける麻酔剤の持続的注入であること。

- 7 11の中欄に規定する「救命のための気管内挿管」を実施している患者については、気管内挿管を実施している旨を診療報酬明細書に記載すること。
- 8 11の中欄に規定する「気管切開術」を実施している患者については、ランクB以上に 該当するものが対象となるものであり、ランクB以上に該当する旨及び気管切開術を実 施している旨を診療報酬明細書に記載すること。
- 9 11の中欄に規定する「酸素吸入」を実施している患者については、ランクB以上に該当し、かつ、酸素吸入を実施しない場合には経皮的動脈血酸素飽和度が90%以下となるものが対象となるものであり、ランクB以上に該当する旨及び酸素吸入を実施しない場合の経皮的動脈血酸素飽和度の値及び酸素吸入を実施している旨を診療報酬明細書に記載すること。
- 10 12の左欄に規定する「頻回に喀痰吸引・排出を実施している状態」については、ランクB以上に該当するものが対象となるものであり、ランクB以上に該当する旨及び喀痰吸引又は干渉低周波去痰器による喀痰排出の内容(喀痰吸引等の頻度、喀痰吸引に伴う排痰処置等)について、診療報酬明細書に記載すること。また、頻回の喀痰吸引を長期間必要とする理由(気管切開等の呼吸管理を行っておらず、かつ、長期間喀痰吸引を実施している場合は、特にその理由を診療録に記載する。)及びその内容(喀痰吸引等の頻度、喀痰吸引に伴う排痰処置等)を診療録に記載すること。
- 11 13の中欄に規定する抗生剤(病原生物に対する医薬品をいう。)は、主として全身性 の感染症に対する治療のために投与される注射薬に限るものとし、使用薬剤並びに当該 治療に係る細菌培養同定検査等及び薬剤感受性検査の結果を診療報酬明細書に記載又は 添付すること。
- 12 14の「集中的な循環管理が実施されている先天性心疾患等の患者」については、常時 モニタリング下に、塩酸ドパミン、塩酸ドブタミン、ミルリノン、アムリノン、塩酸オ ルプリノン、不整脈用剤又はニトログリセリン(いずれも注射薬に限る。)を投与され ている先天性心疾患等の患者が対象となるものであり、循環管理の内容(モニタリング の内容、使用薬剤等)を診療報酬明細書に記載すること。
- (7) 急性増悪のため、通算対象入院料を算定する病棟又は介護療養病床等から、一般病棟に転棟させた場合(一般病棟に入院中の患者が急性増悪した場合を含む。)は当該転棟の日(一般病棟に入院中の患者については急性増悪の日)から30日間は、特別の料金を徴収することは認められない取扱いとするものであること。ただし、30日間を経過した後は、(6)に規定する基準に従い、当該患者の入院が選定療養となるか否かを判断するものであること。なお、この場合においては、一般病棟に転棟させた理由を診療報酬明細書に詳細に記載すること。
- (8) 特別の料金を徴収しようとする場合は、患者への十分な情報提供が前提とされるものであり、特別の料金の額等に関する情報を文書により提供しなければならないものとする。
- (9) 特別の料金については、その徴収の対象となる療養に要するものとして社会的にみて妥当 適切な範囲の額とし、通算対象入院料の基本点数の100分の15に相当する点数をもとに計算 される額を標準とする。
- (10) 特別の料金等の内容を定め又は変更しようとする場合は、別紙様式10により地方社会保険 事務局長にその都度報告するものとする。また、患者から特別の料金を徴収した保険医療機

関については、毎年の定例報告の際に、その実施状況について、別紙様式10により地方社会 保険事務局長に報告するものとすること。

- 12 薬価基準に収載されている医薬品の薬事法に基づく承認に係る用法、用量、効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果に係る投与に関する事項
 - (1) 薬価基準に収載されている医薬品の薬事法第14条第1項又は第19条の2第1項の規定による承認に係る用法、用量、効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果に係る投与に対する患者のニーズに対応する観点から、当該投与に係る薬剤料に相当する療養部分についてその費用を患者から徴収することができることとしたものである。
 - (2) 保険外併用療養費の支給額には、薬剤料そのものの費用は含まれないものであること。
 - (3) 薬事法第14条第9項(同法第19条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定によ る承認事項(用法、用量、効能又は効果に限る。)の一部変更の承認(以下「医薬品一部変 更承認」という。)の申請(申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係 る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理 由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添 付を省略して行われるものに限る。)を行うことが適当と認められるものとして厚生労働省 設置法(平成11年法律第97号)第11条に規定する薬事・食品衛生審議会が事前の評価を開始 した医薬品の投与にあっては、当該評価が開始された日から6月(当該期間内に医薬品一部 変更承認の申請が受理されたときは、当該申請が受理された日までの期間)、医薬品一部変 更承認の申請(申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学 薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合 において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して 行われるものに限る。)が受理された医薬品の投与にあっては、当該申請が受理された日か ら2年(当該期間内に当該申請に対する処分があったとき又は当該申請の取下げがあったと きは、当該処分又は取下げがあった日までの期間)の範囲内で行われたものについて特別の 料金を徴収することができるものとする。なお、投薬時点が上記期間内であれば、服用時点 が上記期間を超える場合であっても特別の料金を徴収することができるものとする。
 - (4) 特別の料金の徴収は、患者への十分な情報提供が前提とされるものであり、患者に対し当該医薬品の名称、薬事法に基づく承認に係る用法、用量、効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果、副作用及び相互作用に関する主な情報を文書により提供しなければならないものとする。
 - (5) 処方せんを交付する場合であっても、(4)の情報の提供は医療機関において行うものとする。
 - (6) 特別の料金については、当該医薬品について薬価基準の別表に定める価格を標準とする。
 - (7) 特別の料金等の内容を定め又は変更しようとする場合は、別紙様式11により社会保険事務 局長にその都度報告するものとする。
- 13 薬事法に基づく承認等を受けた医療機器の使用等に関する事項
 - (1) 薬事法上の承認(同法第14条第1項又は第19条の2第1項の規定による承認)又は認証(同法第23条の2第1項の規定による認証)を受けた者が製造販売した当該承認又は認証に係る医療機器のうち、保険適用されていないものに対する患者のニーズに対応する観点から、薬事法上の承認又は認証を受けた医療機器の使用又は支給について、当該医療機器に係る費

用等に相当する療養部分についてその費用を患者から徴収することができることとしたもの である。

- (2) 保険外併用療養費の支給額には、診療報酬上評価されていない手術及び処置並びに歯冠修 復及び欠損補綴並びに当該医療機器の費用については含まれないものであること。
- (3) 病院又は診療所にあっては、以下の要件を満たすことが望ましい。
 - ア 医療機器の保守管理等を行うための専用施設(以下「医療機器管理室」という。)を有 し、臨床工学技士等の医療機器の専門家(以下「臨床工学技士等」という。)が配置され ていること。
 - イ 医療機器管理室の臨床工学技士等が、医療機関内における医療機器の保守管理等を一括 して実施し、医療機器の操作方法、安全性情報等の医師等に対する情報提供を行っている こと。
- (4) 薬局にあっては、算定告示別表第三調剤報酬点数表第1節に規定する調剤基本料の注3の 規定に基づく届出を行った薬局であって、(3)のア及びイの要件を満たす病院又は診療所の 医師又は歯科医師から交付された処方せんに基づき医療機器を支給するものであること。
- (5) 「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」(平成18年2月15日付医政発第021500 8号・保発第0215005号医政局長及び保険局長通知)に規定する保険適用希望書が受理された日から当該保険適用希望に係る保険適用上の取扱いが決定されるまでの期間(240日を上限とする。)の範囲内で行われた医療機器の使用又は支給について特別の料金を徴収することができるものとする。なお、支給時点が240日以内であれば、使用時点がそれ以後になる場合であっても特別の料金を徴収することができるものとする。
- (6) 特別の料金の徴収は、患者への十分な情報提供が前提とされるものであり、患者に対し当該医療機器の名称、使用目的、効能又は効果、使用方法、不具合等に関する主な情報を文書により提供しなければならないものとする。
- (7) 処方せんを交付する場合であっても、(6)の情報の提供は医療機関において行うものとする。また、処方せんを交付する場合は、患者の希望する薬局において当該医療機器の支給が可能であるか事前に確認すること。この場合、処方せんを交付する場合も特別の料金を徴収することは認められるが、薬局においても特別の料金を徴収されることがある旨の説明を行うものとする。
- (8) 特別の料金については、その徴収の対象となる療養に要するものとして社会的にみて妥当 適切な範囲の額とする。
- (9) 特別の料金等の内容を定め又は変更しようとする場合は、別紙様式12により社会保険事務 局長にその都度報告するものとする。
- 14 保険適用されている医療機器の薬事法に基づく承認に係る使用目的、効能若しくは効果又は操作方法若しくは使用方法と異なる使用目的、効能若しくは効果又は操作方法若しくは使用方法に係る使用に関する事項
 - (1) 保険適用されている医療機器の薬事法第14条第1項若しくは第19条の2第1項の規定による承認又は同法第23条の2第1項の規定による認証に係る効能若しくは効果又は操作方法若しくは使用方法(以下「使用目的等」という。)と異なる使用目的等に係る使用(支給を含む。以下14において同じ。)に対する患者のニーズに対応する観点から、当該医療機器に係る費用等に相当する療養部分についてその費用を患者から徴収することができることとした

ものである。

- (2) 保険外併用療養費の支給額には、診療報酬上評価されていない手術及び処置並びに歯冠修 復及び欠損補綴並びに当該医療機器の費用については含まれないものであること。
- (3) 病院又は診療所にあっては、以下の要件を満たすことが望ましい。
 - ア 医療機器管理室を有し、臨床工学技士等が配置されていること。
 - イ 医療機器管理室の臨床工学技士等が、医療機関内における医療機器の保守管理等を一括 して実施し、医師等に対する医療機器の操作方法、安全性情報等の情報提供を行っている こと。
- (4) 薬局にあっては、算定告示別表第三調剤報酬点数表第1節に規定する調剤基本料の注3の 規定に基づく届出を行った薬局であって、(3)のア及びイの要件を満たす病院又は診療所の 医師又は歯科医師から交付された処方せんに基づき医療機器を支給するものであること。
- (5) 薬事法第14条第9項(同法第19条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定によ る承認事項(使用目的等に限る。)の一部変更の承認(以下「医療機器一部変更承認」とい う。)の申請(申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学 薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合 において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して 行われるものに限る。)を行うことが適当と認められるものとして厚生労働省設置法第11条 に規定する薬事・食品衛生審議会が事前の評価を開始した医療機器の使用にあっては、当該 評価が開始された日から6月(当該期間内に医療機器一部変更承認の申請が受理されたとき は、当該申請が受理された日までの期間)、医療機器一部変更承認の申請(申請書に添付し なければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる 場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実 施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行われるものに限る。)が受理 された医療機器の使用にあっては、当該申請が受理された日から2年(当該期間内に当該申 請に対する処分があったとき又は当該申請の取下げがあったときは、当該処分又は取下げが あった日までの期間)の範囲内で行われたものについて特別の料金を徴収することができる ものとする。なお、支給時点が上記期間内であれば、患者による使用時点が上記期間を超え る場合であっても特別の料金を徴収することができるものとする。
- (6) 特別の料金の徴収は、患者への十分な情報提供が前提とされるものであり、患者に対し当該医療機器の名称、薬事法に基づく承認に係る使用目的等、不具合等に関する主な情報を文書により提供しなければならないものとする。
- (7) 処方せんを交付する場合であっても、(6)の情報の提供は医療機関において行うものとする。また、処方せんを交付する場合は、患者の希望する薬局において当該医療機器の支給が可能であるか事前に確認すること。この場合、処方せんを交付する場合も特別の料金を徴収することは認められるが、薬局においても特別の料金を徴収されることがある旨の説明を行うものとする。
- (8) 特別の料金については、その徴収の対象となる療養に要するものとして社会的にみて妥当 適切な範囲の額とする。
- (9) 特別の料金等の内容を定め又は変更しようとする場合は、別紙様式12の2により社会保険事務局長にその都度報告するものとする。

- 15 別に厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する保険医療機関において行われるものに限る。)に関する事項
 - (1) 保険外併用療養費の支給対象となる先進医療は、先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準の設定を求める旨の厚生労働大臣への届出に基づき、施設基準が設定されたものとすること。
 - (2) 保険外併用療養費の支給対象となる先進医療の実施に当たっては、先進医療ごとに、保険 医療機関が別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合していることを地方社会保険事務局長 に届け出るものとすること。
 - (3) 保険外併用療養費の支給額には、診療報酬上評価されていない手術及び処置等並びに歯冠 修復及び欠損補綴等並びに薬価基準に収載されていない医薬品及び保険適用されていない医 療機器の費用については含まれないものであること。
 - (4) 保険医療機関は、保険外併用療養費の支給対象となる先進医療を行うに当たり、あらかじめ患者に対し、その内容及び費用に関して説明を行い、患者の自由な選択に基づき、文書によりその同意を得るものとする。したがって、先進医療の内容を患者等に説明することが医療上好ましくないと認められる等の場合にあっては、保険外併用療養費の支給対象としないものとすること。
 - (5) 患者から先進医療に係る費用を特別の料金として徴収する場合、当該特別の料金の徴収を 行った保険医療機関は、患者に対し、保険外併用療養費の一部負担に係る徴収額と特別の料 金に相当する自費負担に係る徴収額を明確に区分した当該特別の料金の徴収に係る領収書を 交付するものとすること。
 - (6) 特別の料金については、その徴収の対象となる療養に要するものとして社会的にみて妥当 適切な範囲の額とすること。
 - (7) 保険外併用療養費の支給対象となる先進医療を実施する保険医療機関は、特別の料金等の内容を定め又は変更しようとする場合の報告及び定期的な報告を、「先進医療に係る届出等の取扱いについて」(平成17年6月30日保医発第0630002号)により行うものとすること。
- 16 医科点数表及び歯科点数表に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるものに関する事項
 - (1) 本制度は、患者の要望に従い、患者の自己の選択に係るものとして、医科点数表及び歯科 点数表(以下「医科点数表等」という。)に規定する回数を超えて行う診療であって、①検 査(腫瘍マーカーのうち、「αーフェトプロテイン(AFP)」及び「癌胎児性抗原(CEA)精密測定」)、②リハビリテーション(「心大血管疾患リハビリテーション料」、「脳 血管疾患等リハビリテーション料」、「運動器リハビリテーション料」及び「呼吸器リハビリテーション料」)、③精神科専門療法(「精神科ショート・ケア」、「精神科デイ・ケア」、「精神科ナイト・ケア」及び「精神科デイ・ナイト・ケア」)について、その費用を 患者から徴収することができることとしたものである。

ただし、①については、患者の不安を軽減する必要がある場合、②については、患者の治療に対する意欲を高める必要がある場合、③については、患者家族の負担を軽減する必要がある場合に限り実施されるものであること。

なお、当該診療の実施に当たっては、その旨を診療録に記載すること。

(2) 本制度に基づき医科点数表等に規定する回数を超えて行う診療を実施する場合において、

「特掲診療料の施設基準等」(平成20年厚生労働省告示第63号)等により施設基準が定められている場合には、これに適合する旨を地方社会保険事務局長に届け出ていること。

- (3) 医科点数表等に規定する回数を超えて行う診療に係る特別の料金の徴収を行おうとする保 険医療機関は、本制度の趣旨を患者に適切に情報提供する観点から、当該事項について院内 の見やすい場所にわかりやすく掲示しておかなければならない。
- (4) 保険医療機関は、医科点数表等に規定する回数を超えて行う診療を実施するに当たり、あらかじめ患者に対し、その内容及び費用に関して明確かつ懇切に説明を行い、患者の自由な選択に基づき、文書によりその同意を得るものとし、この同意の確認は、特別の料金等を明示した文書に患者側の署名を受けることにより行うこと。
- (5) 患者から、医科点数表等に規定する回数を超えて行う診療に係る費用を特別の料金として 徴収する場合、当該特別の料金の徴収を行った保険医療機関は、患者に対し、保険外併用療 養費の一部負担に係る徴収額と特別の料金に相当する自費負担に係る徴収額を明確に区分し た当該特別の料金の徴収に係る領収書を交付するものとすること。
- (6) 特別の料金については、その徴収の対象となる療養に要するものとして社会的にみて妥当 適切な範囲の額とし、医科点数表等に規定する基本点数をもとに計算される額を標準とする こと。
- (7) 特別の料金等の内容を定め又は変更しようとする場合は、別紙様式13により地方社会保険 事務局長にその都度報告すること。また、患者から特別の料金を徴収した保険医療機関については、毎年の定例報告の際に、その実施状況について、地方社会保険事務局長に報告すること。
- 第4 療担規則第11条の3及び療担基準第11条の3の厚生労働大臣が定める報告事項(厚生労働大臣 が定める掲示事項等第4関係)
 - 1 健康保険法第63条第2項第4号及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) 第64条第2項第4号に規定する選定療養に関する事項
 - 2 酸素及び窒素の購入価格に関する事項
 - 3 歯科点数表の第2章第1部区分B001-2に規定する歯科衛生実地指導料に関する事項
 - 4 算定告示及び「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用 の額の算定に関する基準」に基づき、地方社会保険事務局長に届け出た事項に関する事項
 - 5 保険医療機関が、地方社会保険事務局長に届け出た事項については、毎年7月1日現在の届出 事項に係る状況等を地方社会保険事務局長に報告するものであること。この中には、算定告示に 係る届出に関する事項が含まれているものであること。
- 第5 特殊療法に係る厚生労働大臣が定める療法等(掲示事項等告示第5関係)

特殊療法等の禁止の例外である療担規則第18条及び療担基準第18条の厚生労働大臣が定める療法等として、次の療法を定めたものであること。

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第1条各号に掲げる評価療養に係る療法

第6 保険医の使用医薬品(掲示事項等告示第6関係)

薬価基準に収載されている医薬品等について、保険医が施用し又は処方することができることと

したものであること。その他保険医の使用医薬品に係る留意事項については、別途通知するもので あること。

- 第7 医薬品の使用に係る厚生労働大臣が定める場合(掲示事項等告示第7関係)
 - 1 保険医について、第6に規定する医薬品以外の医薬品の使用が認められる場合は、厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第1条第4号に掲げる療養に係る医薬品を使用する場合であること。
 - 2 1のほか、他医薬品の使用等に関し留意すべき事項は以下のとおりであること。
 - (1) 我が国の健康保険制度においては、一連の診療の中で、①保険医が保険診療と特殊療法等を併せて行うこと、②保険診療と自由診療とを併せて行い、保険医療機関が、自由診療部分について患者から追加的な負担を求めることは、原則として禁止されており、これを行った場合には、当該診療は健康保険制度の対象としない(全て自由診療とする。)こととしているため、日本で承認を受けていない医薬品を医師が個人的に輸入し、患者に処方した場合、当該診療は健康保険制度の対象とならないものであること。

ただし、患者自身が、自己の責任においてこのような医薬品を輸入し、これを使用すること自体は禁止されておらず、また、このような患者に対する保険給付が一律に制限されるものではない。

なお、このような医薬品の輸入・使用は、患者個人の責任において行われるものであり、 当該医薬品の使用により生ずる副作用等については、公的な補償の対象とならないものであ ること。

- (2) 保険医が使用することが認められる医薬品は、掲示事項等告示第6に定められており、当該告示に規定されている医薬品を、当該医薬品の薬事法上の承認に係る効能・効果の範囲外で使用すること自体は禁止されているものではないこと。
- (3) 保険薬局において、患者の希望に基づき次の①から③までに定めるサービスを提供した場合には、当該サービスについて、患者からその費用を徴収しても差し支えないものとすること。ただし、患者から費用を徴収する場合には、「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」(平成17年9月1日保医発第0901002号)に定める手続きを経る必要があるものであること。
 - ① 患者の希望に基づく内服薬の一包化(治療上の必要性がない場合に限る。)
 - ア 一包化とは、服用時点の異なる2種類以上の内服用固形剤又は1剤であっても3種類以上の内服用固形剤が処方されているとき、その種類にかかわらず服用時点毎に一包として患者に投与することであること。なお、一包化に当たっては、錠剤等は直接の被包から取り出した後行うものであること。
 - イ 治療上の必要性の有無について疑義がある場合には、処方せんを交付した医師に確認 すること。
 - ウ 患者の服薬及び服用する薬剤の識別を容易にすること等の観点から、錠剤と散剤を別々に一包化した場合、臨時の投薬に係る内服用固形剤とそれ以外の内服用固形剤を別々に一包化した場合等は、その理由を調剤録に記載すること。
 - ② 患者の希望に基づく甘味剤等の添加(治療上の必要性がなく、かつ、治療上問題がない場合に限る。)

治療上の必要性及び治療上の問題点の有無について疑義がある場合には、処方せんを交付した医師に確認すること。

③ 患者の希望に基づく服薬カレンダー(日付、曜日、服用時点等の別に薬剤を整理することができる資材をいう。)の提供

第8 保険医の使用歯科材料(掲示事項等告示第8関係)

特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準) (平成20年厚生労働省告示第61号) に掲げられている歯科材料について、歯冠修復及び欠損補綴において使用することができることとしたものである。

第9 厚生労働大臣が定める歯科材料の使用に係る場合(掲示事項等告示第9関係)

第8に規定する歯科材料以外の歯科材料の使用が認められる場合として、次の場合を定めたものであること。

- ① 金合金又は白金加金を前歯部の鋳造歯冠修復に使用する場合
- ② 掲示事項等告示第8に掲げる保険医療材料(金属であるものに限る。)以外の金属を総義歯の床部に使用する場合
- ③ 薬事法第80条の3第1項に規定する治験に係る機械器具等を使用する場合

第10 厚生労働大臣が定める注射薬等(掲示事項等告示第10関係)

- 1 保険医が投与することができる注射薬としてインスリン製剤等を定めたものである。
- 2 投薬期間に上限が設けられている医薬品
 - (1) 投薬量又は投与量が14日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬として、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第2条第1号に規定する麻薬等を定めたものである。
 - (2) 投薬量又は投与量が30日分を限度とされる内服薬及び注射薬として、アルプラゾラム等を 定めたものである。
 - (3) 投与量が90日分を限度とされる内服薬として、ジアゼパム等を定めたものである。
 - (4) 投与期間に上限が設けられている麻薬又は向精神薬の処方は、薬物依存症候群の有無等、 患者の病状や疾患の兆候に十分注意した上で、病状が安定し、その変化が予見できる患者に 限って行うものとする。

そのほか、当該医薬品の処方に当たっては、当該患者に既に処方した医薬品の残量及び他 の医療機関における同一医薬品の重複処方の有無について患者に確認し、診療録に記載する ものとする。

第11 歯科矯正に係る厚生労働大臣が定める場合(掲示事項等告示第11関係)

療養の給付としての矯正の禁止の例外として、次の場合を定めたものであること。

- ① 唇顎口蓋裂に起因した咬合異常の手術前後における療養であって歯科矯正の必要が認められる場合
- ② ゴールデンハー症候群(鰓弓異常症を含む。)、鎖骨・頭蓋骨異形成、クルーゾン症候群、トリーチャーコリンズ症候群、ピエールロバン症候群、ダウン症候群、ラッセルシルバー症候

群、ターナー症候群、ベックウィズ・ヴィードマン症候群、尖頭合指症、ロンベルグ症候群、 先天性ミオパチー、顔面半側肥大症、エリス・ヴァン・クレベルド症候群、軟骨形成不全症、 外胚葉異形成症、神経線維腫症、基底細胞母斑症候群、ヌーナン症候群、マルファン症候群、 プラダーウィリー症候群又は顔面裂に起因した咬合異常における療養であって歯科矯正の必要 が認められる場合

- ③ 歯科点数表第2章第13部区分番号N000に掲げる歯科矯正診断料の規定により、別に厚生 労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医 療機関において行う、別に厚生労働大臣が定める疾患に起因した咬合異常における療養であっ て歯科矯正の必要が認められる場合
- ④ 歯科点数表第2章第13部区分番号N001に掲げる顎口腔機能診断料の規定により別に厚生 労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医 療機関において行う顎変形症 (顎離断等の手術を必要とするものに限る。)の手術前後におけ る療養であって歯科矯正の必要が認められる場合

第12 処方せんの交付に係る厚生労働大臣が定める場合(掲示事項等告示第12関係)

介護老人保健施設の入所者である患者に対する薬剤又は治療材料の支給を目的とした処方せんの 交付の禁止の例外として、次の場合を定めたものであること。

- ① 悪性新生物に罹患している患者に対して抗悪性腫瘍剤の支給を目的とする処方せんを交付する 場合
- ② 疼痛コントロールのための医療用麻薬の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ③ 抗ウイルス剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。)の支給を目的とする処方せんを交付する場合

第13 保険薬局に係る厚生労働大臣が定める掲示事項(掲示事項等告示第13関係)

保険薬局が掲示しなければならない事項として次の2つの事項を定めたものであること。

- ① 算定告示別表第三調剤報酬点数表の第2節区分番号10に掲げる薬剤服用歴管理指導料及び区 分番号18に掲げる後期高齢者等薬剤服用歴管理指導料に関する事項
- ② 調剤報酬点数表に基づき地方社会保険事務局長に届け出た事項に関する事項

第14 保険薬剤師の使用医薬品(掲示事項等告示第14関係)

薬価基準に収載されている医薬品等について、保険薬剤師が使用することができることとしたものであること。その他保険薬剤師の使用医薬品に係る留意事項については、別途通知するものであること。

第15 保険薬剤師の医薬品の使用に係る厚生労働大臣が定める場合(掲示事項等告示第15関係)

保険薬剤師について、第14に規定する医薬品以外の医薬品の使用が認められる場合は、厚生労働 大臣の定める評価療養及び選定療養第1条第4号に掲げる療養に係る医薬品を使用する場合である こと。

(別紙様式1)

特別の療養環境の提供の実施(変更)報告書

上記について報告します。平成年月日

保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

(FI)

殿

			(美施日	・変更日 年	月日
区 分	費用徴収を	費月	月徴収を行うことと	としている病床	
	行わない病床数	計	内 訳	金	額
	床	床	床		円
			床		円
個室			床		円
			床		円
			床		円
	床	床	床		円
			床		円
2人室			床		円
			床		円
			床		円
	床	床	床		円
			床		円
3人室			床		円
			床		円
			床		円
	床	床	床		円
			床		円
4人室			床		円
			床		円
			床		円
合 計		1	床		

②全病床数	床
費用徵収病床割合(①÷②)	%

- 注1 病床数については、「費用徴収を行わない病床数」、「費用徴収を行うこととしている病床」、「全病床数」の全てについて、健康保険法第63条第3項第1号の指定に係る病床(介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第8条第26項に規定する療養病床等を除く。)について記載すること。
- 注2 「費用徴収を行うこととしている病床」欄については、徴収金額ランクごとに記載すること とし、枠が足りない場合は、適宜取り繕うこと。
- 注3 「費用徴収病床割合」欄については、小数点以下第2位を四捨五入した数を記載すること。

(別紙様式2)

病床数が200床以上の病院について受けた 初診・再診の実施(変更)報告書

上記について報告します。平成年月日

保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

殿

(実施日・変更日 年 月 日)

Ħ

区	分	徴 収 額
初	診	
再	診	円

注 初診又は再診のいずれか該当する方に○をつけること。

(別紙様式3)

予約に基づく診察の実施 (変更) 報告書

上記について報告します。平成年月日

殿

(実施日・変更日 年 月 日)

- 1 診療科 科
- 2 保険外併用療養費に係る予約診察を行う時間帯

曜	日	標榜記	診療時	間帯		診察を 時間帯	行う	予約以外の診察に 従事する医師の数	
曜日	午前 午後	(~ ~) ; ; ;	(~ ~)) 時		
曜日	午前 午後	(~ ~) ; ; ;	(~ ~)) 時		
曜日	午前 午後	(~ ~) ; ; ;	(~ ~)) 時		
曜日	午前 午後	(~ ~)時)時	(~ ~)) 時		
曜日	午前 午後	(~ ~)) 時	(~ ~)) 時		
曜日	午前 午後	(~ ~)時)時	(~ ~)時)時		
曜日	午前 午後	(~ ~) ; ; ;	(~ ~)) ;		

3 予約料 円

注 本添付書類は、予約診療を行う標榜科ごとに記載すること。

(別紙様式4)

保険医療機関が表示する診療時間以外の 時間における診察の実施(変更)報告書

上記について報告します。平成年月日

保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

Ħ

殿

(実施日・変更日 年 月 日)

標榜診療時間

F	醒 日	標榜診療時間帯	
曜日	午前 午後	(~ (~)) 時
曜日	午前 午後	(~ (~)時)時
曜日	午前 午後	(~ (~)) 時
曜日	午前 午後	(~ (~) 時
曜日	午前 午後	(~ (~)) 時
曜日	午前 午後	(~ (~)) 時
曜日	午前 午後	(~ (~)) 時

徴 収 額 円

(別紙様式5)

金属床による総義歯の提供の実施(変更)報告書

上記について報告します。平成年月日

保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

 \bigcirc

殿

(実施日・変更日 年 月 日)

人员の任物	1床当たりの価格				
金属の種類	上	顎	下	顎	

- 注1 金属の種類は、床に使用する金属の一般名を記入すること。
- 注2 1床当たりの価格は、医療機関内の掲示金額を記入すること。

上記の金額から、熱可塑性樹脂を用いて総義歯を作製した場合の金額(保険外併用療養費)(概ね 円)を差し引いた分を特別の料金として患者から徴収します。

(別紙様式6)

医薬品の治験に係る実施(変更)報告書

上記について報告します。平成年月日

保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名 印

殿

治験依頼 者名	治験薬の名称 ・効能効果	内・注・外	区分	対象患者数	治験実施期間		
				人	平成 年 月 日~ 平成 年 月 日		
				人	平成 年 月 日~ 平成 年 月 日		
				人	平成 年 月 日~ 平成 年 月 日		
				人	平成 年 月 日~ 平成 年 月 日		
				人	平成 年 月 日~ 平成 年 月 日		

- 注1 「治験依頼者名」について、自ら治験を実施する者による治験の場合は治験責任医師名を 記載すること。
- 注2 「治験薬の名称」について、一般名が決定している場合は一般名を、それ以外の場合は治験薬のコード番号を記載すること。
- 注3 「効能効果」については、当該治験薬の予定される効能又は効果を記載すること。
- 注4 「内・注・外」については、内服薬、注射薬、外用薬のいずれかを記載すること。
- 注5 「区分」については、第Ⅰ相、第Ⅱ相、第Ⅲ相のいずれかを記載すること。
- 注6 「対象患者数」及び「治験実施期間」については、受託した予定患者数及び予定実施期間 を記載することとして差し支えない。
- 注7 本報告については、直近1年間(前年7月1日~当該年6月30日)の実施状況を記載する こと。

(別紙様式6の2)

医薬品の治験に係る実施(変更)報告書(患者から特別の料金を徴収する場合に係る報告書)

上記について報告します。平成年月日

保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名 印

殿

治験依頼者名	治験薬の名称	内・注・外	区分	治験届出年月日		治験届出年月日		対象患者数
						人		
治験実施期間	効能又は効果	用法及び月	月量・打	及与期間 患者		当からの徴収額		
平成 年 月 日~ 平成 年 月 日						円		

- 注1 「治験依頼者名」について、自ら治験を実施する者による治験の場合は治験責任医師名を 記載すること。
- 注2 「治験薬の名称」について、一般名が決定している場合は一般名を、それ以外の場合は治験薬のコード番号を記載すること。
- 注3 「内・注・外」については、内服薬、注射薬、外用薬のいずれかを記載すること。
- 注4 「区分」については、第Ⅰ相、第Ⅱ相、第Ⅲ相のいずれかを記載すること。
- 注5 「治験届出年月日」については、当該治験に係る薬事法に基づく治験計画の届出年月日を 記載すること。
- 注6 「対象患者数」及び「治験実施期間」については、予定患者数及び予定実施期間を記載することとして差し支えない。
- 注7 「効能又は効果」については、当該治験薬の予定される効能又は効果を記載すること。
- 注8 「用法及び用量・投与期間」については、当該治験における用法及び用量・投与期間を記載すること。
- 注9 「患者からの徴収額」については、当該治験における一患者あたりの徴収額を記載すること。また、治験の対象とされる薬物の購入価格、外国における価格など、当該徴収額が社会的にみて妥当適切な範囲の額であることを示す資料を添付すること。

(別紙様式7)

齲蝕に罹患している患者の指導管理の実施(変更)報告書

上記について報告します。平成年月日

保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

殿

継続管理の種類	価	格
フ ッ 化 物 局 所 応 用 (1口腔 1回につき)		
小 窩 裂 溝 填 塞 (1 歯につき)		

(別紙様式8)

医療機器の治験に係る実施(変更)報告書

上記について報告します。 平成 年 月 日

> 保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名

(FI)

殿

治験依頼 者名	治験医療機器 の名称	治験医療機器の使 用目的、効能又は 効果	区分	対象患者数	治験実施期間	
				人	平成 年 月 日~ 平成 年 月 日	
				人	平成 年 月 日~ 平成 年 月 日	
				人	平成 年 月 日~ 平成 年 月 日	
				人	平成 年 月 日~ 平成 年 月 日	
				人	平成 年 月 日~ 平成 年 月 日	

- 注1 「治験依頼者名」について、自ら治験を実施する者による治験の場合は治験責任医師名を 記載すること。
- 注2 「治験医療機器の名称」については、治験医療機器の識別記号を記載すること。また、一般的名称が決まっている場合は当該名称を、それ以外の場合は「その他の○○」等として適切と判断される名称を付記すること。
- 注3 「使用目的、効能又は効果」については、当該治験医療機器の予定される使用目的、効能 又は効果を記載すること。
- 注4 「区分」については、第Ⅰ相、第Ⅱ相、第Ⅲ相のいずれかを記載すること。
- 注5 「対象患者数」及び「治験実施期間」については、受託した予定患者数及び予定実施期間 を記載することとして差し支えない。
- 注6 本報告については、直近1年間(前年7月1日~当該年6月30日)の実施状況を記載する こと。

(別紙様式8の2)

医療機器の治験に係る実施(変更)報告書(患者から特別の料金を徴収する場合に係る報告書)

上記について報告します。平成年月日

保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 名 印

殿

治験依頼者名	治験医療機器の名称		区分	治験届出年月日	対象患者数
					人
治験実施期間		使用目的、効能又は効果			患者からの徴収額
平成 年 月 平成 年 月	日~ 日				円

- 注1 「治験依頼者名」について、自ら治験を実施する者による治験の場合は治験責任医師名を記載すること。
- 注2 「治験医療機器の名称」については、治験医療機器の識別記号を記載すること。また、一般的名称が決まっている場合は当該名称を、それ以外の場合は「その他の○○」等として適切と判断される名称を付記すること。
- 注3 「区分」については、第Ⅰ相、第Ⅱ相、第Ⅲ相のいずれかを記載すること。
- 注4 「治験届出年月日」については、当該治験に係る薬事法に基づく治験計画の届出年月日を 記載すること。
- 注5 「対象患者数」及び「治験実施期間」については、受託した予定患者数及び予定実施期間 を記載することとして差し支えない。
- 注6 「使用目的、効能又は効果」については、当該治験医療機器の予定される使用目的、効能 又は効果を記載すること。
- 注7 「患者からの徴収額」については、当該治験における一患者あたりの徴収額を記載すること。また、治験の対象とされる機械器具等の購入価格、外国における価格など、当該徴収額が社会的にみて妥当適切な範囲の額であることを示す資料を添付すること。

(別紙様式9)

薬事法に基づく承認を受けた医薬品の投与 の実施(変更)報告書

上記について報告します。平成年月日

保険医療機関・ 保険薬局の 所在地及び名称 開設者名

Ħ

殿

(実施日・変更日 年 月 日)

1. 医薬品等

成	分	名	販	売	名	効能・効果	用法・用量	薬事法の承認年月	患者からの徴収額

2. 薬剤師の勤務状況

氏 名	勤務時間	氏	名	勤務時間

(別紙様式10)

180日を超える入院の実施(変更)報告書

上記について報告します。平成年月日

殿

(実施日・変更日 年 月 日)

入院料の区分	対象者数 (実数)	特 別 の 料 金 を 徴収した延べ日数	患者から徴収した料金
	人	日	円
	人	日	円
	人	日	円
	人	日	円
	人	日	円
	人	日	円
	人	日	円
	人	日	円

- 注1 「入院料の区分」の欄には、一般病棟入院基本料15対1入院基本料のように、算定すべき 入院料を記載すること。
- 注2 「対象者数(実数)」の欄には、対象者の延べ人数ではなく、実数を記載すること。
- 注3 実施又は変更の届出の際は、「対象者数 (実数)」欄及び「特別の料金を徴収した延べ日数」欄の記載は不要であること。また、「患者から徴収した料金」欄については、患者から徴収することを予定している金額 (1人1日当たり) を記載すること。
- 注4 本報告については、直近1年間(前年7月1日~当該年6月30日)の実施状況を記載する こと。

(別紙様式11)

薬価基準に収載されている医薬品の薬事法に 基づく承認に係る用法等と異なる用法等に係 る投与の実施(変更)報告書

上記について報告します。 平成 年 月 日

> 保険医療機関・ 保険薬局の 所在地及び名称 開設者名

A

殿

(実施日・変更日 年 月 日)

成分名	販 売 名	効能・効果	用法・用量	患者からの徴収額

注 「効能・効果」の欄及び「用法・用量」の欄には、薬事法に基づく承認に係る用法、用量、 効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果を記載すること。

(別紙様式12)

薬事法に基づく承認又は認証を受けた 医療機器の使用等の実施(変更)報告書

上記について報告します。平成年月日

保険医療機関・ 保険薬局の 所在地及び名称 開設者名

Ħ

殿

(実施日・変更日 年 月 日)

1. 医療機器

一般的名称及び 製品コード	医療機器の 販売名	使用目的、 効能又は効果	薬事法の承認 又は認証年月	患者からの 徴収額

2. 医療機器管理室の整備状況

医療機器管理室	有 · 無
当該管理室におけ る常勤の臨床工学 技士の人数	名

(別紙様式12の2)

医療機器の薬事法に基づく承認に係る使用目 的等と異なる使用目的等に係る使用の実施 (変更)報告書

上記について報告します。 平成 年 月 日

> 保険医療機関・ 保険薬局の 所在地及び名称 開設者名

殿

(実施日・変更日 年 月 日)

1. 医療機器

一般的名称及び 製品コード	医療機器の 販売名	使用目的、効能又は効果	操作方法又は 使用方法	患者からの徴収額

注 「使用目的、効能又は効果」の欄及び「操作方法又は使用方法」の欄には、薬事法に基づく 承認に係る使用目的・効能若しくは効果又は操作方法若しくは使用方法と異なる使用目的・効 能若しくは効果又は操作方法若しくは使用方法を記載すること。

2. 医療機器管理室の整備状況

医療機器管理室	有 • 無
当該管理室におけ る常勤の臨床工学 技士の人数	名

(別紙様式13)

医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療であって 別に厚生労働大臣が定めるものの実施(変更)報告書

上記について報告します。平成年月日

保険医療機関の所在地及び名称

開設者名

殿

(実施日・変更日 年 月 日)

診療の名称	施設基準の届出受理 年月日及び受理番号	患者からの徴収額
	年 月 日 ()第 号	円
	年 月 日 ()第 号	Н
	年 月 日 ()第 号	Н
	年 月 日 ()第 号	Н
	年 月 日 ()第 号	Н

- 注1 「診療の名称」欄については、「厚生労働大臣の定める診療報酬の算定方法に規定する回数 を超えて受けた診療」(平成18年厚生労働省告示第120号)に掲げる名称を記載すること。
- 注2 「施設基準の届出受理年月日及び受理番号」欄については、「特掲診療料の施設基準等及び その届出に関する手続きの取扱いについて」(平成20年3月5日保医発第0305003号)の規定 に基づく地方社会保険事務局長又は都道府県知事への施設基準の届出受理内容について記載す ること。

ただし、当該医科点数表等に規定する回数を超えて行う診療に施設基準が定められていない 場合は、記載する必要がないこと。 「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定 方法について」(平成18年3月23日保医発第0323003号)の一部改正について

「記」以下を次のように改める。

第1 入院患者数の基準及び入院基本料の算定方法

- 1 入院患者数の基準については次のとおりであること。ただし、入院患者数は1月間(暦月)の平均入院患者数とし、その計算方法は別紙1に定めるところによるものとする。
 - (1) 病院の場合

医療法(昭和23年法律第205号)の規定に基づき許可を受け、若しくは届け出をし、又は承認を受けた病床数(以下「許可病床数」という。)のうち病床の種別ごとの病床数にそれぞれ100分の105を乗じて得た数以上

- (2) 有床診療所の場合許可病床数に3を加えて得た数以上
- 2 入院基本料(第3の3により届出された入院基本料及び特別入院基本料を含む。以下第1の2及び 第2において同じ。)の計算方法については、当該保険医療機関に入院する患者について算定すべき 入院基本料の種別ごとに次のとおりとする。
 - (1) 療養病棟入院基本料(特別入院基本料を含む。)、有床診療所療養病床入院基本料(特別入院 基本料を含む。)及び後期高齢者特定入院基本料の場合

診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)又は別表第 二歯科診療報酬点数表(以下「歯科点数表」という。)に規定する入院基本料の所定点数の100 分の90に相当する点数

- (2) (1)以外の入院基本料の場合 医科点数表又は歯科点数表の所定点数の100分の80に相当する点数
- 3 災害等やむを得ない事情で1の基準に該当した場合には、当該入院した月については、2の措置は 適用しない。

第2 医師又は歯科医師の員数の基準及び入院基本料の算定方法

1 離島等所在保険医療機関以外の場合

2に該当する保険医療機関以外の保険医療機関であって、別紙2に規定する基準に該当するものについては、医科点数表又は歯科点数表に規定する入院基本料の所定点数に、別紙2の各欄に規定する数を乗じて得た点数とする。

2 離島等所在保険医療機関の場合

次に掲げる地域を含む市町村に所在する保険医療機関(以下「離島等所在保険医療機関」という。)であって、別紙2に規定する基準に該当するものについては、医科点数表又は歯科点数表に規定する 入院基本料の所定点数に、別紙2の各欄に規定する数を乗じて得た点数とする。

- ア 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項に基づいて指定された離島振興対策実施地域
- イ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88 号)第2条第1項に規定する辺地
- ウ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項に基づいて指定された振興山村
- エ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に基づいて公示された過疎地 域

第3 届出等との関連

- 1 次に掲げる保険医療機関については、入院基本料(特別入院基本料を含む。以下第3において同じ。)に係る届出及び特定入院料に係る届出並びに入院時食事療養(I)又は入院時生活療養(I)の 届出を受理しない。
 - ア 第1の1又は第2の1の基準に該当している保険医療機関
 - イ 第2の2の基準に該当する離島等所在保険医療機関(医師又は歯科医師の確保に関する具体的な 計画が定められているものを除く。)
- 2 指導・監査等で、第1の1、第2の1又は第2の2の基準に該当することが明らかになった保険医療機関については、それぞれ当該基準に該当する保険医療機関の入院基本料は、それぞれ第1の2、第2の1又は第2の2の定めるところにより算定し、これを超える額について返還を求めるものとする。
- 3 特定入院料については、第1の1及び第2の1又は第2の2の基準に該当する保険医療機関は、「基本診療料の施設基準等」(平成20年厚生労働省告示第62号)の第九の一の(4)の基準を満たさないものであり、速やかに、変更等の届出を行うものであること。

なお、基準を満たさずに算定した場合については、特定入院料の返還を求めるものとする。

- 4 第1の1、第2の1又は第2の2の基準に該当しなくなった場合には、当該月の翌月から通常の入院基本料を算定することができる。
- 5 保険医療機関における定数超過入院及び医師等の員数の把握については、指導・監査、入院基本料の定時報告、入院基本料に係る届出の受理後における調査、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に提出される診療報酬明細書に記載された診療実日数等のデータを活用するとともに、衛生部局との連携を図ること。

第4 その他

第1の2、第2の1又は第2の2による計算結果について、1点未満の端数があるときは、小数点以下第一位を四捨五入する。

別紙1

入院患者数に係る平均入院患者数の計算方法

- 1 1月間の平均入院患者数は、当該月の全入院患者の入院日数の総和を当該月の日数で除して得た数とする。
- 2 入院日数には、当該患者が入院した日を含む。ただし、退院した日は含まない。
- 3 精神病院における措置入院患者、緊急措置入院患者及び鑑定入院患者については、当該入院した 月においては1の入院患者数に算入しない。
- 4 保険診療の対象とならない新生児は入院患者数に算入しない。ただし、その場合であっても、適切な看護が実施されるものであること。

1 医療法標準による医師等の員数の基準と入院基本料(第3の3により届出された入院基本料及び特別入院基本料を含む。)の算定方法

	医師又は歯科医	師の員数の基準
	70/100以下	50/100以下
離島等所在保険医療機関以外の場合	90/100	85/100
離島等所在保険医療機関の場合	98/100	97/100

2 1に関する計算方法

- (1) 医師の基準の分母は、医療法第21条第1項第1号又は第22条の2第1号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める医師の員数とする。
- (2) 歯科医師の基準の分母は、医療法第21条第1項第1号又は第22条の2第1号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める歯科医師の員数とする。
- (3) 第1の2の措置を受けている保険医療機関にあっては、医療法による(1)及び(2)の員数の計算の基礎となる通常の平均入院患者数に代えて、当該数に80/100を乗じて得た数をもって医師等の員数を計算して得られた数とする。
- (4) (1)から(3)について分子となる医師又は歯科医師の現員の計算方法は、医療法の例による。

3 経過措置

当分の間は、医師の員数については、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第49条及び第50条の規定の適用を受ける病院にあっては、これらの規定の適用を受ける間、それぞれこれらの規定により有しなければならない医師の員数とする。

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」(平成18年4月28日保医発第0428001号)の一部改正について

「記」以下を次のように改める。

第1 厚生労働大臣が定める療養告示について

1 第1号関係について

- (1) 介護保険適用病床に入院している要介護被保険者である患者が、急性増悪等により密度の高い 医療行為が必要となった場合については、当該患者を医療保険適用病床に転床させて療養を行う ことが原則であるが、患者の状態、当該病院又は診療所の病床の空き状況等により、患者を転床 させず、当該介護保険適用病床において緊急に医療行為を行う必要のあることが想定され、この ような場合については、当該病床において療養の給付又は医療が行われることは可能であり、こ の場合の当該緊急に行われた医療に係る給付については、医療保険から行うものであること。
- (2) 介護保険から給付される部分に相当する療養については、医療保険からの給付は行わないものであること。

2 第2号関係について

- (1) 療養病棟(介護保険法第8条第26項に規定する療養病床等に係る病棟をいう。以下同じ。) に該当する病棟が一つである病院又は診療所において、介護保険適用の指定を受けることにより 要介護被保険者以外の患者等に対する対応が困難になることを避けるため、当該病院又は診療所 において、あらかじめ2つの病室(各病室の病床数が4を超える場合については4病床を上限と する。)を定め、当該病室について都道府県知事及び地方社会保険事務局長に届け出た場合は、 当該病室において行った療養に係る給付は、医療保険から行うものとすること。
- (2) 当該届出については、別紙様式1から8までに従い、医療保険からの給付を行う場合の入院基本料の区分のほか、夜間勤務等の体制、療養環境等について記載するものであること。入院基本料の区分については、原則として、介護保険適用病床における療養型介護療養施設サービス費又は診療所型介護療養施設サービス費の算定に係る看護師等の配置基準と同一のものに相当する入院基本料を届け出るものであること。

3 第3号関係について

介護保険適用病床に入院している患者に対し歯科療養を行った場合についての当該療養に係る給付については医療保険から行うものであること。

第2 医療保険適用及び介護保険適用の病床を有する保険医療機関に係る留意事項について

- 1 同一の病棟で医療保険適用と介護保険適用の病床を病室単位で混在できる場合
 - (1) 療養病棟を2病棟以下しか持たない病院及び診療所
 - (2) 病院であって、当該病院の療養病棟(医療保険適用であるものに限る。)の病室のうち、当該病棟の病室数の2分の1を超えない数の病室を定め、当該病室について指定介護療養型医療施設の指定を受けることについて地方社会保険事務局長に届け出た場合には、平成21年3月31日までの間に限り、当該病室において行った療養に係る給付は、介護保険から行うものとすること。
 - (3) 病院(指定介護療養型医療施設であるものに限る。)であって、当該病院の療養病棟の病室の うち、当該病棟の病室数の2分の1を超えない数の病室を定め、当該病室について指定介護療養 型医療施設の指定を除外し、当該病室に入院する者について療養の給付(健康保険法第52条第 1項の療養の給付をいう。)を行おうとすることについて地方社会保険事務局長に届け出た場合 には、平成21年3月31日までの間に限り、当該病室において行った療養に係る給付は、医療保険 から行うものとすること。

2 施設基準関係

- (1) 1保険医療機関における介護保険適用の療養病床(以下「介護療養病床」という。)と医療保 険適用の療養病床(以下「医療療養病床」という。)で別の看護師等の配置基準を採用できるこ と。
- (2) 1病棟を医療療養病床と介護療養病床に分ける場合については、各保険適用の病床ごとに、1 病棟すべてを当該保険の適用病床とみなした場合に満たすことのできる看護師等の配置基準に係 る入院基本料等(医療療養病床の場合は療養病棟入院基本料、介護療養病床の場合は療養型介護 療養施設サービス費)を採用するものとすること。このため、1病棟内における医療療養病床と 介護療養病床とで、届け出る看護師等の配置基準が異なることがあり得るものであること。ただ し、医療療養病床及び介護療養病床各々において満たすことのできる看護師等の配置基準に係る 入院基本料等を採用することもできるものであること。なお、医療療養病床に係る届出について は、「基本診療料の施設基準等」(平成20年厚生労働省告示第62号)及び「基本診療料の施設基 準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成20年3月5日保医発第0305002号) に基づき、療養病棟入院基本料又は有床診療所療養病床入院基本料を届け出るものであること。
- (3) 夜間勤務等の体制については、病棟ごとに届出を行うことが可能であるが、1病棟を医療療養病床と介護療養病床とに分ける場合には、各保険適用の病床ごとに、1病棟すべてを当該保険の適用病床とみなした場合に満たすことのできる夜間勤務等の体制を採用するものとすること。

3 入院期間、平均在院日数の考え方について

- (1) 介護保険適用病床に入院している患者が、急性増悪等により一般病棟での医療が必要となり、 同病棟に転棟した場合は、転棟後30日までの間は、新規入院患者と同様に取り扱うこと。
- (2) (1)以外の場合についての入院期間の考え方については、介護保険適用の病床に入院している期間についても、医療保険適用病床に入院している場合と同様に取り扱うものであること。
- (3) 平均在院日数の考え方については、(1)及び(2)と同様であること。

- 4 介護保険適用病床に入院中に医療保険からの給付を受けた場合の取扱いについて
 - (1) 介護保険適用病床において、緊急その他の場合において療養の給付を受けた場合において、当該医療保険における請求については、「入院外」のレセプトを使用すること。
 - (2) この場合において、医療保険における患者の一部負担の取扱いについても通常の外来に要する 費用負担によるものであること。
- 5 医療保険の診療項目と介護保険の特定診療費の算定における留意事項
 - (1) 医療保険適用病床から介護保険適用病床へ転床した場合、当該転床した月においては、特定診療費として定められた初期入院診療管理は算定できないものであること。ただし、当該医療保険適用病床と介護保険適用病床における入院期間が通算して6月以内の場合であって、当該介護保険適用病床に転床した患者の病状の変化等により、診療方針に重要な変更があり、入院診療計画を見直す必要が生じた場合においては、この限りでない。
 - (2) 医療保険適用病床から介護保険適用病床に転床した場合、当該転床した週において、医療保険 の薬剤管理指導料を算定している場合には、特定診療費として定められた薬剤管理指導は算定で きないものであること。また、介護保険適用病床から医療保険適用病床に転床した場合について も同様であること。
 - (3) 特定診療費として定められた理学療法、作業療法及び精神科作業療法を行う施設については、 医療保険の疾患別リハビリテーション及び精神科作業療法を行う施設と同一の場合及びこれらと 共用する場合も認められるものとすること。ただし、共用する場合にあっては、施設基準及び人 員配置基準等について、特定診療費及び医療保険のそれぞれにおいて定められた施設基準の両方 を同時に満たす必要があること。
- 6 介護療養型医療施設に入院中の患者の医療保険における他保険医療機関への受診について
 - (1) 介護療養型医療施設に入院中の患者が、当該入院の原因となった傷病以外の傷病に罹患し、当 該介護療養型医療施設以外での診療の必要が生じた場合は、他保険医療機関へ転医又は対診を求 めることを原則とする。
 - (2) 介護療養施設サービス費を算定している患者について、当該介護療養施設サービス費に含まれる診療を他保険医療機関で行った場合には、当該他保険医療機関は当該費用を算定できない。
 - (3) (2)にかかわらず、介護療養施設サービス費を算定する患者に対し眼科等の専門的な診療が必要となった場合(当該介護療養型医療施設に当該診療に係る診療科がない場合に限る。)であって、当該患者に対し当該診療が行われた場合(当該診療に係る専門的な診療科を標榜する他保険医療機関(特別の関係にあるものを除く。)において、次に掲げる診療行為を含む診療行為が行われた場合に限る。)は、当該患者について算定する介護療養施設サービス費に含まれる診療が当該他保険医療機関において行われた診療に含まれる場合に限り、当該他保険医療機関において、当該診療に係る費用を算定できる。ただし、短期滞在手術基本料2及び3、医学管理等、在宅医療、投薬、注射及びリハビリテーションに係る費用(当該専門的な診療科に特有な薬剤を用いた投薬又は注射に係る費用を除く。)は算定できない。
 - ア 初・再診料
 - イ 短期滞在手術基本料1
 - ウ検査
 - エ 画像診断

- 才 精神科専門療法
- カ処置
- キ 手術
- ク 麻酔
- ケ 放射線治療
- コ 病理診断
- (4) 他保険医療機関は、(3)のアからコまでに規定する診療を行った場合には、当該患者の入院している介護療養型医療施設から提供される当該患者に係る診療情報に係る文書を診療録に添付するとともに、診療報酬明細書の摘要欄に、「当該受診に係る診療科」及び「他 ⑦ (受診日数: 〇日)」と記載する。

第3 介護調整告示について

要介護被保険者等である患者に対し算定できる診療報酬点数表に掲げる療養については、介護調整告示によるものとし、別紙を参照のこと。

- 第4 医療保険における在宅医療と介護保険における指定居宅サービス等に関する留意事項
 - 1 同一日算定について

診療報酬点数表の別表第一第2章第2部(在宅医療)に掲げる療養に係る同一日算定に関する考え 方については、介護保険の指定居宅サービスは対象とするものではないこと。

2 月の途中で要介護被保険者等となる場合等の留意事項について

要介護被保険者等となった日から、同一の傷害又は疾病等についての給付が医療保険から介護保険へ変更されることとなるが、この場合において、1月あたりの算定回数に制限がある場合(医療保険における訪問歯科衛生指導と介護保険における歯科衛生士が行う居宅療養管理指導の場合の月4回など)については、同一保険医療機関において、両方の保険からの給付を合算した回数で制限回数を考慮するものであること。

- 3 訪問診療に関する留意事項について
- (1) 指定特定施設(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第174条第1項)、指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第109条第1項)又は指定介護予防特定施設(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第230条第1項)のいずれかに入居する患者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を受けている患者を除く。)については在宅末期医療総合診療料は算定できない。

- (2) 要介護被保険者等については在宅患者連携指導料は算定できない。
- (3) 特別養護老人ホーム入居者に対しては、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱い について」(平成18年保医発第0331002号)に定める場合を除き、在宅患者訪問診療料を算定でき ない。
- 4 在宅患者緊急時等共同指導料に関する留意事項について

介護保険における居宅療養管理指導を算定した日は調剤に係る在宅患者緊急時等共同指導料を算定できない。

- 5 訪問看護に関する留意事項について
 - (1) 訪問看護療養費は、要介護被保険者等である患者については原則としては算定できないが、特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を行う場合及び訪問看護療養費にかかる訪問看護ステーションの基準等(平成18年厚生労働省告示第103号。以下「基準告示」という。)第2の1に規定する疾病等の利用者に対する指定訪問看護を行う場合(退院時共同指導加算及び退院支援指導加算については、退院後行う初回の訪問看護が特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護である場合又は基準告示第2の1に規定する疾病等の利用者に対する指定訪問看護である場合、後期高齢者終末期相談支援療養費については、終末期における療養についてその内容を文書等にまとめた日が特別訪問看護指示書に係る頻回の訪問看護が必要な期間内である場合又は基準告示第2の1に規定する疾病等の利用者に対する指定訪問看護を行う場合に限る)には、訪問看護情報提供療養費を除き、算定できる。

ただし、その場合であっても、介護保険の訪問看護において緊急時訪問看護加算又は緊急時介 護予防訪問看護加算を算定している月にあっては24時間対応体制加算又は24時間連絡体制加算、 介護保険における特別管理加算を算定している月にあっては重症者管理加算は算定できない。

- (2) 要介護被保険者等については在宅患者連携指導加算は算定できない。
- 6 リハビリテーションに関する留意事項について

要介護被保険者等である患者に対して行うリハビリテーションは、同一の疾患等について、医療保険における心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料(以下「医療保険における疾患別リハビリテーション料」という。)を算定するリハビリテーション(以下「医療保険における疾患別リハビリテーション」という。)を行った後、介護保険における訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーション(リハビリテーションマネジメント加算又は短期集中リハビリテーション実施加算を算定していない場合を含む。)又は介護予防訪問リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション(運動器機能向上加算を算定していない場合を含む。)(以下「介護保険におけるリハビリテーション」という。)に移行した日以降は、当該リハビリテーションに係る疾患等について、手術、急性増悪等により医療保険における疾患別リハビリテーション料を算定する患者に該当することとなった場合を除き、医療保険における疾患別リハビリテーション料は算定できない。

ただし、患者の状態や、医療保険における疾患別リハビリテーションを実施する施設とは別の施設で介護保険におけるリハビリテーションを提供することになった場合などでは、一定期間、医療保険における疾患別リハビリテーションと介護保険のリハビリテーションを併用して行うことで円滑な移行が期待できることから、必要な場合には、診療録及び診療報酬明細書に「医療保険における疾患別

リハビリテーションが終了する日」を記載し、当該終了する日前の1月間に限り、同一の疾患等について介護保険におけるリハビリテーションを行った日以外の日に医療保険における疾患別リハビリテーション料を算定することが可能である。

また、医療保険における疾患別リハビリテーションが終了する日として最初に設定した日以降については、原則どおり、同一の疾患等について医療保険における疾患別リハビリテーション料は算定できないものであるので留意すること。

7 重度認知症患者デイ・ケア等に関する留意事項について

(1) 医療保険における重度認知症患者デイ・ケア、精神科ショート・ケア又は精神科デイ・ケア (以下「重度認知症患者デイ・ケア等」という。)を算定している患者に対しては、当該重度認 知症患者デイ・ケア等を、同一の環境において反復継続して行うことが望ましいため、患者が要 介護被保険者等である場合であっても、重度認知症患者デイ・ケア等を行っている期間内におい ては、介護保険における通所リハビリテーション費を算定できないものであること。

ただし、要介護被保険者等である患者であって、特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の受給者及びグループホーム(認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の受給者の入居施設)の入所者以外のものに対して行う重度認知症患者ディ・ケア等については、介護保険における指定認知症対応型通所介護又は通所リハビリテーションを行った日以外の日に限り、医療保険における重度認知症患者ディ・ケア等を算定できるものであること。

(2) グループホーム (認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の受給者の入居施設) 入所者については、医療保険の重度認知症患者デイ・ケアは算定できないものであること。ただし、認知症である老人の日常生活自立度判定基準がランクMに該当する者については、介護保険からの給付が行われないことからこの限りではないこと。

8 人工腎臓等に関する留意事項について

介護老人保健施設の入所者について、人工腎臓の「1」を算定する場合には、エリスロポエチン及びダルベポエチンの費用は当該点数に含まれており別に算定することはできない。

(別紙)

(万	川紙)																
	- "		入門	院中以外の患者(次の	の施設に入居又に	よ入所する 患	(者)	介護老人福祉施設又は地域密 着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人 (短期入所療養介護又は 護を受けている	介護予防短期入所療養介		入院中の患者					
			自宅社会福祉施設	高齢者専用賃貸住 宅、有料老人ホー ム、軽費老人ホーム 及び養護老人ホーム	認知症対応型		指定特定施設、指定地域密 設及び指定介護予防特定施 設に限る。)				介護療養型医療施設	く。) (短期入所療養) 療養介護を受けている	(認知症病棟の病床を除 ↑護又は介護予防短期入所 ものを含み、※1を除く		(認知症病棟の病床に限 ほにおける短期入所療養 所療養介護を受けている 含む。)		
			身体障害者施設等(短期 入所生活介護、介護予期 短期入所療養介護又は介護予 別入所療養介護又は介護予 防短期入所療養介護を受けているものを除く)	(指定特定施設、指 定地域密着型特定施 設及び指定介護予防	グループホーム (認知症対応型共 同生活介護又は介護予防認知症対応 型共同生活介護)	5	うち、外部サービス利用 型指定特定施設入居者生 活介護又は外部サービス 利用型指定介護予防特定 施設入居者生活介護 ける者が入居する施設		併設保険医療機関以 外の保険医療機関	併設保険医療機関	以外の病床 (短期入所療養介護 又は介護予防短期入	介護療養施設サービ	入員のプラ、他科文 診時費用(444単位)を	介護療養施設サービ ス費のうち、外泊時 費用 (444単位) を算定 しない日の場合	介護療養施設サービ		
基	初・耳	再診料			0		•	〇 (配置医師が行う場 合を除く。)	〇 (入院に係るものを除 く。)	×	×	×	0	×	0		
本	入院#	科等							_	_	○ (診療所後期高齢者医療管理料を除く。)	×	〇 (短期滞在手術基本料 1 に限る。)	〇 (精神科措置入院診療 加算に限る。)	〇 (短期滞在手術基本料 1に限る。)		
		入院中の患者について算定するものであって、生活指導に係るもの・入院栄養食事指導料・薬剤管理指導料・退院前訪問指導料	_					_	_	_	0		×		×		
		退院時共同指導料 1						×	×	<	0		×		×		
		退院時共同指導料 2			_			_	_	_	0		×		×		
		診療情報提供料(I) (注1)			0			0	×	<	0		×		×		
		診療情報提供料(I) (注 2)	(居宅療養管理指導		〇 方居宅療養管理 除く。)	指導料が第	『定されている場合を	×	×	<	0	(短期入所療養介護ス は介護予防短期入所 療養介護を受けてい る場合に限る。)	×	:	×		
特掲		診療情報提供料 (I) (注3)	○ ○ (居宅療養管理指導費、又は介護予防居宅療養管理指導料が算定されている場合を 除く。)					0	>	<	0		×	:	×		
		診療情報提供料(I) (注4)			0			×	0	×	0		×		×		
		診療情報提供料(I) (注5)			Ο			0	×	<	0	0	×		×		
	医学	診療情報提供料(I) (注6)			Ο			0	×	<	0	0	×		×		
	学管理	診療情報提供料(I) (注7)	0					0	×	<	0		×		×		
	等	診療情報提供料(I) (注8)		0				0	×	<	0		×		×		
		診療情報提供料(I) (注9)		0				0	×	<	0	0	×		×		
		診療情報提供料(I) (注10)			0			0	×	<	_		_	-	_		
		診療情報提供料(Ⅱ)			0			0	×	<	0		×		×		
		後期高齢者退院時薬剤情報提 供料			_			_	_	_	0		_	-	_		

	٦.	院中以外の患者(次 <i>0</i>)施設に入居又は	は入所する患	者)	介護老人福祉施設又は地域密 着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設 (短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介 護を受けているものを含む。)		入院中の患者				
	自宅 社会福祉施設	高齢者専用賃貸住 宅、有料老人ホー ム、軽費老人ホーム 及び養護老人ホーム	認知症対応型	着型特定施	指定特定施設、指定地域密 設及び指定介護予防特定施 設に限る。)				介護療養型医療施設	介護療養型医療施設(く。)(短期入所療養介 療養介護を受けているも	護又は介護予防短期入所	介護療養型医療施設(る。)(認知症病棟の病 介護又は介護予防短期入 ものを記	床における短期入所療 所療養介護を受けてい
区分	身体障害者施設等(短期 入所生活分護、介護へ強 規入所生活分護、短期 入所療養介護、短期 入所療養介護、短期 防短期入所療養介護を受 けているものを除く)	(指定特定施設、指 定地域密着型特定施 設及び指定介護予防	グループホーム (認知症対応型共 同生活介護又は介 護予防認知症対応		うち、外部サービス利用 型指定特定施設人用・ビス 活介護又は外部サービス 利用型指定介護予防特定 施設入居者生活介護を受 ける者が入居する施設	(短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護 護予防短期入所生活介護 を受けているものを含む)	併設保険医療機関以 外の保険医療機関 併設侵	呆険医療機関	以外の病床 (短期入所療養介護 又は介護予防短期入		介護療養施設サービ 工費のうち、他科受 診時費用 (444単位)を 算定した日の場合 (外泊中)	介護療養施設サービ ス費のうち、外泊時 費用 (444単位) を算定 しない日の場合	介護療養施設サー ス費のうち、外泊 費用(444単位)を算 した日の場合 (外泊中)
後期高齢者退院時栄養・食事 管理指導料							<u> </u>		О		_	-	_
後期高齢者診療料			0			〇 (配置医師が行う場 合を除く。)	×		<u>—</u>	_	_	_	_
後期高齢者外来継続指導料			0			0	×		_	_	_	-	_
後期高齡者終末期相談支援料			0			○ (末期の悪性腫瘍の患者 で施設の医師と共同で 行った場合に限る。)	×		Ο			_	
上記以外			0			○ (「特別養護老人ホーム 等における療養の給付の 取扱いについて」に定め られてるものを除く。)	×		Ο	0	×	>	•
往診料	0					〇 (配置医師が行う場 合を除く。)	0	×	_	_	_	-	_
在宅患者訪問診療料 (居住系施設入居者等以外)	0	—	—	_	_	—	×		—	_	_	_	_
在宅患者訪問診療料 (居住系施設入居者等)	_	0	0	0	0	○ (末期の悪性腫瘍の患者に限る。ただし、看取り介護加算を算定している場合の在宅のできたいた ア加算は算定できない。)	×		_	-		_	
在宅時医学総合管理料	0	〇 (養護老人ホー ム及び軽費老人 ホームA型の場 合を除く。)	Ο		0	_	×			_	_		
特定施設入居時等医学総合管理料	_	O (養護老人ホー ム及び軽費老人 ホームA型の場 合に限る。)		0		〇 (末期の悪性腫瘍の 患者に限る。)	×		×	>	•		
在宅末期医療総合診療料	0	0	0	×	0	×	×			_	_	_	_
在宅患者訪問看護・指導料	O (%2)	<u>—</u>	<u>—</u>	_	<u> </u>	<u>—</u>	×		<u>—</u>	_	_	_	_

		λl	院中以外の患者(次の	の施設に入居又は	は入所する患	者)	介護老人福祉施設又は地域密 着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設 (短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介 護を受けているものを含む。)		入院中の患者	
		自宅 社会福祉施設	高齢者専用賃貸住 宅、有料老人ホー ム、軽費老人ホーム 及び養護老人ホーム	認知症対応型		指定特定施設、指定地域密 設及び指定介護予防特定施 設に限る。)			介護療養型医療施設	介護療養型医療施設(認知症病棟の病床を除く。) (短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを含み、※1を除く	介護療養型医療施設(認知症病様の病床に限る。)(認知症病様の病床に限る。)(認知症病様の病床における短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを含む。)
	区分	身体障害者施設等(短期 人所生活介護、介護予期 短期入所生活介護、行護予期 入所療養介護又は介護予 防短期入所療養介護を受けているものを除く)	(指定特定施設、指 定地域密着型特定施 設及び指定介護予防	グループホーム (認知症対応型共 同生活介護又は介 護予防認知症対応		うち、外部サービス利用 型指定特定施設入居者生活介護では外部サービス 利用型指定介護予防特定 施設入居者者生活介護で ける者が入居する施設		併設保険医療機関以 外の保険医療機関 併設保険医療機関	以外の病床 (短期入所療養介護 又は介護予防短期入	介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用(44単位)を 算定しない日の場合 (外泊中)	介護療養施設サービ ス費のうち、外泊時 費用 (444単位) を算定 しない日の場合 (外泊中)
在	居住系施設入居者等訪問看 護・指導料	- (*2) (*2) (*2) O		O (%2)	・ (末期の悪性腫瘍の患者に限る。ただし、看取り 介護加算を算定していいる 場合のは一般を発生を強いる まナルケア加算は算定できない。)	×	_	_	_		
宝 医療	大京教在禁事和第		等の患者又は特別打 る特別訪問看護加	旨示書が出され			〇 (末期の悪性腫瘍の 患者に限る。)	_	_	_	_
	その他の在宅患者訪問看護・ 指導料又は居住系施設入居者 等訪問看護・指導料に係る加 算 (末期の悪性腫瘍等の患者及び急性増悪等により一 ある患者に限る。)		時的に頻叵]の訪問看護が必要で	〇 (末期の悪性腫瘍の 患者に限る。)	_		_	_		
	在宅患者訪問薬剤管理指導料 (居住系施設入居者等以外)	×	_		<u> </u>	_	_	×	_		
	在宅患者訪問薬剤管理指導料 (居住系施設入居者等)	_	×	×	×	×	〇 (末期の悪性腫瘍の 患者に限る。)	×	_	_	_
	在宅患者訪問リハビリテー ション指導管理料 (居住系施 設入居者等以外)	×				——————————————————————————————————————				_	_
	在宅患者訪問リハビリテー ション指導管理料(居住系施 設入居者等)	_	×	×	×	×	×	×	_	_	_
	在宅患者訪問栄養食事指導料 (居住系施設入居者等以外)	×	_	_	_	_	_	×	_	_	_
	在宅患者訪問栄養食事指導料 (居住系施設入居者等)	_	×	×	×	×	×	×	—	_	_
	在宅患者連携指導料			×			×	×	—		
	在宅患者緊急時等カンファレ ンス料	0					〇 (末期の悪性腫瘍の 患者に限る。)	×		_	_
特掲	第2節第1款に掲げる在宅療養 指導管理料			0			(「特別養護老人ホーム 等における療養の給付の 取扱いについて」に定め られてるものを除く。)	×	_	_	_
	第2節第2款に掲げる在宅療 養指導管理材料加算			0			Ο	0	_		

		λl	院中以外の患者(次の	の施設に入居又に	よ入所する患	者)	介護老人福祉施設又は地域密 着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設 (短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを含む。)			入院中の患者		
		自宅 社会福祉施設 身体障害者施設等(短期	高齢者専用賃貸住 宅、有料老人ホー ム、軽費老人ホーム 及び養護老人ホーム	認知症対応型		指定特定施設、指定地域密 設及び指定介護予防特定施 設に限る。)			介護療養型医療施設	く。) (短期入所療養介	(認知症病棟の病床を除 護又は介護予防短期入所 ものを含み、※ 1 を除く	る。) (認知症病棟の症	(認知症病棟の病床に限 所における短期入所療養 所療養介護を受けている 含む。)
	区分	が中海では血のすべぬが 人所生活が酸、介酸を形 短期入所生活が酸、短期 所療養が歴文化域等や 防短期入所療養分腫を受けているものを除く) サヤにかるものを除く) が成れ、 が利用する事業所		5	うち、外部サービス利用 型指定特定施設入居者生活介護を投 活介護又付外部サービス 利用型指定介護予防特定 施設入居者生活介護を受 ける者が入居する施設	(短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護 を受けているものを含む)	併設保険医療機関以 外の保険医療機関 併設保険医療機関	以外の病床 (短期入所療養介護 又は介護予防短期入	介護療養施設サービス費のうち、他科受 診時費用 (444単位)を 算定しない日の場合	お時費用(444単位)を 第9日 た日の担合	介護療養施設サービス費のうち、外泊時費用 (444単位) を算定しない日の場合	典田(444巻件)を第二	
検	查			0			0	O (大臣の定める項目は算定不可)	0	×	0	×	0
画伯	象診断			0			0	0	0	〇 (単純撮影を除 く。)	0	×	0
投資	莱	0					0	O ※3	0	O ※3	〇 (専門的な診療に特有 な薬剤に係るものに 限る。)	O ※3	〇 (専門的な診療に特有 な薬剤に係るものに 限る。)
注	针			0			0	O ※4	0	O ※4	(専門的な診療に特有な薬剤に係るものに 限る。)	O ※ 4	〇 (専門的な診療に特有な薬剤に係るものに 限る。)
IJź	ヽビリテーション	〇 (同一の疾患等について、介護保険におけるリハビリテーションを行った日から 1ヶ月を経過した日以降は算定不可)			〇 (同一の疾患等について、介護保険におけるリハビリテー けるリハビリテーションを行った日から1ヶ月を経過した日以降は算定不可)	〇 (大臣の定める項目は算定不可)	0	(視能訓練及び難病患者リハ料に係る部分 に限る。)	×		×		
	通院・在宅精神療法			0			(ただし、往診時に行う場合には精神療法が必要な理由を <u>診療録</u> に記載すること。)	×	×	×	0		×
	入院集団精神療法 入院生活技能訓練療法							_	○ (特定診療費を算定す る場合を除く。)		○ こする場合を除く。)		○ ピする場合を除く。)

			入院中以外の患者(次の施設に入居又	は入所する患	(者)	介護老人福祉施設又は地域密 着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設 (短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介 護を受けているものを含む。)			入院中の患者		
		- 0	高齢者専用賃貸 生 有料を人木- 大会福祉施設 身体障害者施設等(短期	ー -ム -ム 認知症対応型	着型特定施	指定特定施設、指定地域密 設及び指定介護予防特定施 設に限る。)			介護療養型医療施設	く。) (短期入所療養介	(認知症病棟の病床を除 ↑護又は介護予防短期入所 ものを含み、※1を除く	介護療養型医療施設 る。) (認知症病株の病 介護又は介護予防短期入 ものを含	床における短期入所療養 所療養介護を受けている
		区 分	入所生活介護、介護予防 短期入所生活介護、短期 於所療養介護又估介護予 防短期入所療養分養之學 於方理則入所療養學 於立 於	:施 防 (認知症対応型: 同生活介護又は 能 護予防認知症対 選 型共同生活介護 型共同生活介護	共	うち、外部サービス利用 型指定特定施設入居者生活介護に外部サービス 利用型指定介護予防特定 施設入居者生活介護を受 ける者が入居する施設	む)	併設保険医療機関以 外の保険医療機関 併設保険医療機関	以外の病床 (短期入所療養介護 又は介護予防短期入 所療養介護を受けて いる患者を除く)	介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用(444単位)を 算定しない日の場合	診時費用(444単位)を	東田(444) 大笠内	介護療養施設サービ ス費のうち、外泊時 費用(444単位)を算定 した日の場合 (外泊中)
	精	精神科作業療法		О			0	×	0	×	Ο	×	0
	神	精神科退院指導料		—			_	_	0	×	0	×	О
	科専	精神科退院前訪問指導料		<u>—</u>			_	_	0	×	0	×	О
	療法 重度認知症患者デイ・ケ料		〇 (介護保険で認知症通所介護、通 リハを行った日以外の日は算定可		ゥ ン	0	0	×	_	-	_	-	_
特掲		記以外		Ο			〇 (「特別養護老人ホーム 等における療養の給付の 取扱いについて」に定め られてるものを除く。)	×	0	(0	C)
	処置			0			0	O (大臣の定める項目は算定不可)	0	〇 (大臣が定めるものを 除く。)	0	×	0
	手術	:		0			0	O (大臣の定める項目は算定不可)	0	(0	×	0
	麻酔	,		0			0	〇 (大臣の定める項目は算定不可)	0		0	×	0
	放射	線治療		0			0	0	0	(0	×	0
	病理	診断		0			0	0	0	×	0	×	0
		訪問歯科衛生指導料		×			0	0	0	(0	()
		在宅患者訪問薬剤管理指導料 (居住系以外)	× _	<u> </u>	—	<u> </u>	_	×	×		×	,	<
		在宅患者訪問薬剤管理指導料(居住系)	_ ×	×	×	×	〇 (末期の悪性腫瘍の患者 に限る。)	×	×		×	,	<

			٨I	院中以外の患者(次の	の施設に入居又に	は入所する患	(者)	介護老人福祉施設又は地域密 着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人 (短期入所療養介護又は 護を受けている	、保健施設 は介護予防短期入所療養介 らものを含む。)		入院中の患者		
		F ()	自宅 社会福祉施設 身体障害者施設等(短期	高齢者専用賃貸住 宅、有料老人ホー ム、軽費老人ホーム 及び養護老人ホーム	認知症対応型	特定施設(着型特定施	指定特定施設、指定地域密 設及び指定介護予防特定施 設に限る。)				介護療養型医療施設	介護療養型医療施設(認知症病機の病床を除く。) (短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを含み、※1を除く	介護療養型医療施設(影 る。)(認知症病棟の病店 介護又は介護予防短期入所 ものを含	听療養介護を受けている
			国で呼音が振り、作識やが 入所生活が護、介護予防 短期入所疾生活介護、短期 入所療養度又は介護を受 防短期入所療養介護を受 けているものを除く)		(認知症対応型共 同生活介護又は介 護予防認知症対応		うち、外部サービス利用 型指定特定施設入居者 活介護又は外部サービス 利用型指定介護予防特定 施設入電名生活介護を が分居する施設	(短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護 を受けているものを含む)	併設保険医療機関以 外の保険医療機関	併設保険医療機関	以外の病床 (短期入所療養介護 又は介護予防短期入 所療養介護を受けて いる患者を除く)	介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用(444単位)を算定しない日の場合 (外泊中)	ス費のうち、外泊時	介護療養施設サービス費のうち、外泊時費用(444単位)を算定した日の場合 (外泊中)
		在宅患者連携指導料			×		•	×		×	_	_	_	-
直	南斗	在宅患者緊急時等カンファレ ンス料			0			○ (末期の悪性腫瘍の患者 に限る。)	:	×	_	_	_	-
		退院時共同指導料			_			×	:	×	0	×	×	:
		歯科疾患管理料 後期高齢者在宅療養 口腔機能管理料 歯科特定疾患療養管理料 診療情報提供料(1)(注2)	(居宅療養管理指導		〇 坊居宅療養管理 除く。)	指導費が算	1定されている場合を	0	(0	0	0	C)
		上記以外			0			0	()	0	0	О)
		在宅患者訪問薬剤管理指導料 (居住系以外)	×	—	_	_	_	_	-	_	_	_	_	-
		在宅患者訪問薬剤管理指導料 (居住系施設)	_	×	×	×	×	○ (末期の悪性腫瘍の患者 に限る。)	-	_	_	_	_	-
		在宅患者緊急訪問薬剤管理指 導料			0			○ (末期の悪性腫瘍の患者 に限る。)	-	_	_	_	_	-
=	Œ	在宅患者緊急時等共同指導料	(ただし、)	居宅療養管理指導	〇 を算定した日に	こ行った場合	合を除く。)	〇 (末期の悪性腫瘍の患者 に限る。)	-	_	_	_	_	-
3		退院時共同指導料			_			×	×	_	0	×	×	
		後期高齢者終末期相談支援料			0			〇 (末期の悪性腫瘍の患者 に限る。)	:	×	×	×	×	
		· 薬剂服用歷管理指導料 · 薬剂情報提供料 · 長期投棄信報提供料 · 後免医薬品情報提供料 · 外末限率支援料 · 調剤情報提供料 · 服業情報提供料 · 後期高齢者薬剂服用歷管理指導料	(居宅療養管理指導除く。ただし、薬剤 では、当該患者の動	薬学的管理指導計画	〇 方居宅療養管理 料及び後期高齢 国に係る疾病と れた場合には算	別の疾病ス	算定されている場合を 月歴管理指導料につい なは負傷に係る臨時の	0	-	_	_	_	_	-
		上記以外			0			0	-	_	_	_	_	-

		٦.	院中以外の患者(次の	の施設に入居又は	入所する患	者)	介護老人福祉施設又は地域密 着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設 (短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介 護を受けているものを含む。)		入院中の患者	
		自宅 社会福祉施設 身体障害者施設等(短期	高齢者専用賃貸住 宅、有料老人ホー ム、軽費老人ホーム 及び養護老人ホーム	認知症対応型	着型特定施	指定特定施設、指定地域密 投及び指定介護予防特定施 設に限る。)			介護療養型医療施設	介護療養型医療施設(認知症病棟の病床を除く。) (短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを含み、※1を除く	介護療養型医療施設(認知症病棟の病床に限る。)(認知症病棟の病床に限る。)(認知症病棟の病床における短期入所療養 介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている ものを含む。)
	区分	対体操管介護で、 大所生活介護、介護予防 短期入所生活介護、短 大所療養が護又は介護、短 財政期入所療養介護を要 けているものを除く)	信定特定施設、指定地域密着型特定施設及び指定介護予防			うち、外部サービス利用 型指定特定施設入居・ビス 活介護の場合では 利用型指定介護予防特定 施設入居者生活介護を受 ける者が入居する施設	(短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護 護予防短期入所生活介護 を受けているものを含 む)	併設保険医療機関以 外の保険医療機関 併設保険医療機関	所療養介護を受けて	介護療養施設サービ ス費のうち、他科受 診時費用(444単位)を 算定しない日の場合 (外泊中)	介護療養施設サービ ス費のうち、外泊時 費用(444単位)を算定 しない日の場合 (外泊中)
	訪問看護基本療養費 (I) (I及びⅢ以外)	O (**2)	—	_	_	_	_	-	_	_	_
	周看護基本療養費 (皿)					O (%2)	〇 (末期の悪性腫瘍の患者 に限る。)				_
	難病等複数回数訪問加算			O (※2)	1	····	〇 (末期の悪性腫瘍の患者 に限る。)	_	_	_	_
	特別地域訪問看護加算			O (※2)			(末期の悪性腫瘍の患者 に限る。)	_	_	_	_
	緊急訪問看護加算			O (% 2)			○ (末期の悪性腫瘍の患者 に限る。)		_	_	_
	長時間訪問看護加算			O (%2)			〇 (末期の悪性腫瘍の患者 に限る。)	_	_	_	_
	訪問看護管理療養費			O (※2)			〇 (末期の悪性腫瘍の患者 に限る。)	_	_	_	_
訪問	2 4 時間対応体制加算 2 4 時間連絡体制加算					『又は緊急時介護予防)	○ (末期の悪性腫瘍の患者 に限る。)	_	_	_	_
看護療義	重症者管理加算	訪問看護加算を算定していない場合に限る O (※2、ただし当該月に介護保険における特別管理加算を多る。)				していない場合に限	〇 (末期の悪性腫瘍の患者 に限る。)	_		_	_
養費	退院時共同指導加算	(主物の亜州馬道等	生の虫 老又 は温贮谷	(対応の計明手	三花 よくれま ワルミナ	問看護指示書の場合	(*## o # # # # # o # *	_	_	_	_
	退院支援指導加算	(不別の芯は腥湯・		を初凹の訪问有意味る。)	支り付か]	円1 後日小音の場合	(末期の悪性腫瘍の患者 に限る。)		_		
	在宅患者連携指導加算	×					×	_	_	_	_
	在宅患者緊急時等カンファレンス 加算	O (** 2)				〇 (末期の悪性腫瘍の患者 に限る。)	_		_	_	
	後期高齡者終末期相談支援療養費	〇 (末期の悪性腫瘍等の患者又は終末期における療養について文書等にまとめた際 特別訪問看護指示書に係る頻回の訪問看護が必要な期間内である場合に限る。				○ (末期の悪性腫瘍の患者 に限る。)	_	_	_	_	
	訪問看護情報提供療養費			×			×	—	_	—	—

	入院	完中以外の患者(次の	の施設に入居又は	は入所する患	者)	介護老人福祉施設又は地域密 着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人 (短期入所療養介護又は 護を受けている	保健施設 介護予防短期入所療養介 ものを含む。)		入院中の患者		
- "	自宅 在	認知症対応型	着型特定施	指定特定施設、指定地域密 設及び指定介護予防特定施 設に限る。)				介護療養型医療施設	介護療養型医療施設(認知症病棟の病床を除く。)(短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを含み、※1を除く	介護療養型医療施設 る。) (認知症病棟の痕 介護又は介護予防短期入 ものを?	床における短期入所療養 、所療養介護を受けている	
- "	防短期入所療養介護を受けているものを除く)	及行動を 及び東定数を に対して を を に に に に に に に に に に に に に	同生活介護又は介		うち、外部サービス利用 型指定特定施設人居者ス 利用型指定介護予防特定 施設入居者生活介護を受 ける者が入居する施設	(短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護 を受けているものを含む)	併設保険医療機関以 外の保険医療機関	併設保険医療機関	以外の病床 (短期 λ 所療養企業	介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用(444単位)を算定しない日の場合 (外泊中)	・ 介護療養施設サービ ・ ス費のうち、外泊時 ・ 費用 (444単位) を算定 しない日の場合	介護療養施設サービ
訪問看護ターミナルケア療養費	•		O (** 2)	de	•	(末期の悪性腫瘍の患者に限る。まただし、看取り が護力ない。 大変を看ている 場合の訪問を表してミナ ルケア療養費は算定でき ない。)	-	_	_	_	_	_

- 介護老人保健施設の療養室、老人性認知症疾患療養病棟の病床、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される同令第百四十四条に規定する基準適
 ※1 合診療所に係る病床又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)附則第五条第三項の規定により読み替えて適 用される同令第百八十九条に規定する基準適合診療所に係る病床
- ※2 末期の悪性腫瘍等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に限る。
- 抗悪性腫瘍剤 (悪性新生物に罹患している患者に対して投与された場合に限る)
- ※3 疼痛コントロールのための医療用麻薬
 - 抗ウイルス剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。)
 - エリスロポエチン (人工腎臓又は腹膜還流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る) ダルベポエチン(人工腎臓又は腹膜還流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る)
- ※4 インターフェロン製剤 (B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するものに限る。) 抗ウイルス剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。) 血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体

基本診療料の施設基準等に係る届出書

(届出事項)			
[〕の施設基準	準に係る届出
□ 当該届出を行う前6か 定に基づくものに限る。		当該届出に係る事項に関し、7 とがないこと。	下正又は不当な届出 (法令の規
		寮担規則及び薬担規則並びに頻 準に違反したことがなく、かっ	
□ 当該届出を行う前6か	月間において、 室に基づく検査	、健康保険法第78条第1項及び 等の結果、診療内容又は診療	ド高齢者の医療の確保に関する
	方法に規定する	労働大臣の定める入院患者数の る入院患者数の基準に該当する いこと。	
標記について、上記基準	重のすべてに;	適合しているので、別添の	様式を添えて届出します。
平成 年 月	日		
保険医療機関の所在 及び名称	地		
		開設者名	印
	殿		
	v >>		

施設基準等に係る届出書添付書類

	今回の届出 に係る病棟	病棟数	病床数	入院点	患者数
				届出時	1 日平均 入院患者数
総病床数					
一般病棟入院基本料					
療養病棟入院基本料					
認知症病棟入院料					

- ※1日平均入院患者数の算出期間 年 月 日 ~ 年 月 日 ※届出対象となる病室を枠で囲む等により明確にして、当該病棟の配置図及び平面図を添付すること。
- ※届出対象となる病室について、該当する入院基本料の「今回の届出に係る病棟」の欄に チェックを行い、届出対象の病床数を括弧内に記入すること。なお、届出対象となる病 室が複合病棟にある場合には、一般病棟入院基本料の該当欄に記入すること。

入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類 (勤務形態)

			看護	師	准看	護師	看護補	助者
	看護配置 加算	看護補助 加算	病棟勤務	病棟以外 との兼任	病棟勤務	病棟以外 との兼任	病棟勤務	病棟以外 との兼任
病棟従事者総数								
一般病棟入院基本料								
療養病棟入院基本料								
認知症病棟入院料								

							勤務	体	É	訓								
3 交代制	日勤	(:	~	:)	準夜勤	(:	~	:)	深夜勤	(:	~	:)
2 交代制	日勤	(:	\sim	÷)	夜 勤	(:	\sim	:)						
その他	日勤							(:	\sim	:)		(:	\sim	:)
その他	日勤							(:	~	:)		(:	~	:)

[記載上の注意]

- 1 看護師、准看護師及び看護補助者の数は届出時の看護師、准看護師及び看護補助者の数を記載すること。なお、保健師及び助産師の数については、看護師の欄に含めて記載すること。
- 2 病棟勤務欄には病棟看護師長を含めた人数を記載すること。
- 3 「病棟以外との兼任」欄には、治療棟、外来等と兼任の者の数を記載すること。
- 4 外来、手術室・中央材料室等の勤務者数は「病棟勤務」欄に記入し、病棟との兼務は 「病棟以外との兼任」欄に人数を記入すること。
- 5 当該保険医療機関の所定の全就業時間を通して勤務する常勤以外の者及び病棟以外の 兼任者にあっては、病棟勤務の時間を比例計算し、看護師、准看護師及び看護補助者の 数の所定欄に算入し、記載すること。

有床診療所の施設基準に係る届出書添付書類

			4				入	院患	者	数			
病床			区分	疖	京 床	数	届,	出時	1 日	平均	備	İ	考
病床数及							/田	П н/1	入院点	患者数			
へ び 入	糸	卷 数				床		名		名	1 日 ³ 患者数		
院	,	一般病床		,		床		名		名			
患者	内	(専用病床)		(床)	(名)	(名)	年	月 ~	日
数	訳	療養病床 (専用病床)		(床 床)	(名 名)	(名 名)	年	月	日
		対象病床				· 床		名		 名			
			看護師	币・准	能看護師	币	看	護衤	甫 助	者			
看			入院患者 対する勤			患者以 の兼務		患者に る勤務		患者以 の兼務			
護	ŕ	卷 数		名		名		名		名			
要員	内	一般病床(専用病床)	(名	名(3)	(名 名)							
数	訳	療養病床(専用病床)	(名	名 3)	(名 名)	(名 名)	(名 名)			
		対象病床		名		名		名		名			
	上	記以外の勤務		·		名				名			
勤	勤務形態				時	間	帯	区	分				
劃 (該) (時)	務 当する 間帯を	形 態 るものに○印) を記入)	当道 (:		:	交代制	(:	その他 ~		(: ~	:))

[記載上の注意]

- 1 一般病床の区分欄には1又は2を記入する。
- 2 療養病床の区分欄には「入院」又は「特別」を記入する。
- 3 専用病床とは、診療所後期高齢者医療管理料を算定する病床とする。なお、診療所後期高齢者 医療管理料の届出については別途行うこと。
- 4 届出対象となる病床については、対象病床の欄に記入すること。
- 5 届出対象となる病室を枠で囲む等により明確にして、当該病棟の配置図及び平面図を添付すること。
- 6 療養病床、その他の病床、専用病床及び外来との兼務を行う場合の看護要員の人数については、 時間割比例計算により算入する。

有床診療所の施設基準に係る届出書添付書類 (看護要員の名簿)

	職	種	氏	名	勤	務	形	態	勤	務	時	間
療												
半.												
養												
病												
rt:												
床												
そ												
の												
他												
の												
病												
床												

[記入上の注意]

- 1 「職種」欄には、看護師、准看護師、看護補助者の別を記載すること。
- 2 「勤務形態」欄には、常勤、パートタイム等及び外来との兼務等の勤務形態を記載すること。
- 3 「勤務時間」欄には、パートタイム等のものについては、1日当たりの平均勤務時間を記載すること。

療養病棟療養環境加算の施設基準に係る届出書添付書類

医療法許可病床数	京ち一般病棟 床 療養病棟 床 床 結核病棟 床 精神病棟 床
1日平均入院患者数	名 気 5<
1 日平均入院患者数 算 出 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
療養病棟の概要	
機能訓練室の概要	
医師の数	(1) 現員数 名 (うち常勤医師数 名)
	(2) 医療法における標準の医師の数 名
看護師及び 准看護師の数	(1) 現員数 名
在 1 读 即 07 数	(2) 医療法における標準の看護師及び准看護師の数 名
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(1) 現員数 名
看護補助者の数	(2) 医療法における標準の看護補助者の数 名

[記入上の注意]

医師数、看護師数・准看護師数及び看護補助者数は届出時の数を記入すること。

診療所療養病床療養環境加算の施設基準に係る届出書添付書類

医療法許可病床数	床 (うち 療 養 病 床 床 その他の病床 床)	
1日平均入院患者数	名 (うち 療 養 病 床 名) その他の病床 名)	
1日平均入院患者数 算出期間	年月日~年月日	
療養病床の概要		
機能訓練室の概要		
医師の数	(1) 現員数 名 (うち常勤医師数	名)
	(2) 医療法における標準の医師の数	名
看護師及び准看護師の数	(1)現員数	名
V 7 55X	(2) 医療法における標準の看護師及び准看護師の数	名
看護補助者の数	(1)現員数	名
	(2)医療法における標準の看護補助者の数	名

[記入上の注意]

- 1 その他の病床とは、療養病床以外の病床をいう。
- 2 医師数、看護師数・准看護師数及び看護補助者数は届出時の数を記入すること。

1 届出に係る[

] 病棟の概要(病棟ごとに記載すること。)

病棟名	(病床数 床(対象病床数を記入)
	個 室 室 2人室 室 3人室 室 4人室 室
病室の状況	5人室 室 6人室以上 室
(対象病床につい て記載)	(うち特別の療養環境の 個 室 室 2人室 室)
(日) 年以/	提供に関する病室 3人室 室 4人室 室
病 棟 面 積 (以下は対象病床 を含む病棟につ いて記入)	平方メートル (うち患者1人当たり 平方メートル)
病室部分に係る 病 棟 面 積	平方メートル (うち患者1人当たり 平方メートル)
廊 下 幅	片側室部分 メートル 両側室部分 メートル
食 堂	平方メートル
談 話 室	有・無 (と共用)
浴室	有・無

2 届出に係る機能訓練室、作業療法室又は生活機能回復訓練室(以下「機能訓練室等」という。) の概要

機能訓練室等の床面積	平方メートル
機能訓練室等に具備されている器具・器械	

〔記入上の注意〕

- 1 届出に係る基準ごとに、該当する項目のみ記入すること。
- 2 面積及び廊下幅については、小数点第1位まで記入すること。
- 3 病室部分に係る病棟面積の患者1人当たり面積については、最小となる室について、廊下幅については、最も狭い部分について記載すること。

1 届出に係る病床の概要

病床の状況	届出に係る病床 床(全病床 床)
(対象病床につい て記載)	世界別の療養環境の 個 室 室 2人室 室 2人室 室 2人室 室 3人室 室 4人室 を 4人を 4人
病床部分に係る	平方メートル (うち患者1人当たり 平方メートル)
面積	
廊 下 幅	片側室部分 メートル 両側室部分 メートル
食 堂	平方メートル
談 話 室	有・無 (と共用)
浴室	有・無

2 届出に係る機能訓練室、作業療法室又は生活機能回復訓練室(以下「機能訓練室等」という。) の概要

機能訓練室等の床面積	平方メートル
機能訓練室等に具備されている器具・器械	

〔記入上の注意〕

- 1 届出に係る基準ごとに、該当する項目のみ記入すること。
- 2 面積及び廊下幅については、小数点第1位まで記入すること。
- 3 病床部分に係る面積の患者1人当たり面積については、最小となる病室について、廊下幅については、最も狭い部分について記載すること。

「特別養護老人ホーム等における療養の給付(医療)の取扱いについて」(平成18年3月31日保医発第0331002号)の一部改正について

1 表題を次のように改める。

「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」

- 2 「記」以下を次のように改める。
 - 1 保険医が、次の(1)から(8)までのいずれかに該当する医師(以下「配置医師」という。)である場合は、それぞれの配置されている施設に入所している患者に対して行った診療(特別の必要があって行う診療を除く。)については、介護報酬、自立支援給付、措置費等の他給付(以下「他給付」という。)において評価されているため、初診料、再診料(外来診療料を含む。)、小児科外来診療料及び往診料を算定できない。
 - (1) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第12条第1項第2号、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第12条第1項第2号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第121条第1項第1号又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第129条第1項第1号の規定に基づき、養護老人ホーム(定員111名以上の場合。以下同じ。)、特別養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所に配置されている医師
 - (2) 病院又は診療所と特別養護老人ホームが併設(「病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設等について」(平成19年7月30日医政発第0730001号・老発第0703001号)にいう併設をいう。)されている場合の当該病院又は診療所(以下「併設医療機関」という。)の医師なお、病院又は診療所と養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定障害者支援施設(障害者自立支援法第5条第6項に規定する生活介護を行う施設に限る。以下同じ。)、障害者自立支援法附則第41条第1項又は第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができるとされた附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設(身体障害者更生施設又は身体障害者療護施設に限る。以下同じ。)又は附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令により廃止された知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号。以下「知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準」という。)に規定する知的障害者入所更生施設(定員150名以上の場合。以下同じ。)又は知的障害者入所授産施設(定員150名以上の場合。以下同じ。)、百導犬訓練施設、救護施設、、乳児院又は情緒障害児短期治

療施設が合築又は併設されている場合についても同様の取扱いとする。

- (3) 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号)第4条第1号の規定に基づき、指定障害者支援施設に配置されている 医師
- (4) 障害者自立支援法第5条第5項に規定する療養介護を行う事業所に配置されている医師
- (5) 障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令により改められた身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第16条第1項第2号、第17条第1項第2号、第18条第1項第2号、第19条第1項第2号 又は第38条第1項第2号の規定に基づき、身体障害者更生施設又は身体障害者療護施設に配置されている医師
- (6) 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準(昭和41年厚生省令第18号)第11条第1項第2号の規定に基づき、救護施設(定員111名以上の場合。以下同じ。)に配置されている医師
- (7) 知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号)第28条第1項第2号又は第52条第1項第2号の規定に基づき、知的障害者入所更生施設又は知的障害者入所授産施設に配置されている医師
- (8) 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第21条第1項又は第75条第1項の規定 に基づき、乳児院(定員100名以上の場合。以下同じ。)又は情緒障害児短期治療施設に配置 されている医師
- 2 保険医が次の表の左欄に掲げる医師に該当する場合は、それぞれ当該保険医(併設医療機関の 医師を含む。)の配置されている施設に入所している患者に対する一部の診療については他給付 で評価されていることから、同表の右欄に掲げる診療報酬は算定できない。

保険医	診療報酬
·配置医師 (全施設共	・退院前訪問指導料
通。)	・特定疾患療養管理料
	• 後期高齢者診療料
	・在宅自己注射指導管理料
	・在宅自己腹膜灌流指導管理料
	・在宅酸素療法指導管理料
	・在宅中心静脈栄養法指導管理料
	・在宅成分栄養経管栄養法指導管理料
	・在宅自己導尿指導管理料
	・在宅血液透析指導管理料
	・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料
	・在宅人工呼吸指導管理料
	・在宅悪性腫瘍患者指導管理料

1	大学会ともの中央の異化学体理型
	・在宅寝たきり患者処置指導管理料
	• 在宅自己疼痛管理指導管理料
	・在宅肺高血圧症患者指導管理料
	• 在宅気管切開患者指導管理料
• 指定障害者支援施設、身体障	• 小児科療養指導料
害者更生援護施設、知的障害	
者援護施設の配置医師	
・障害者自立支援法附則第41条	・脳血管疾患等リハビリテーション料(言語聴覚療法を除く。)
第1項の規定によりなお従前	・運動器リハビリテーション料
の例により運営することがで	・呼吸器リハビリテーション料
きるとされた附則第41条第1	・難病患者リハビリテーション料
項に規定する身体障害者更生	・障害児(者)リハビリテーション料(言語聴覚療法を除く。)
接護施設(身体障害者更生施	
設に限る)の配置医師	
・障害者自立支援法附則第41条	・脳血管疾患等リハビリテーション料(理学療法に限る。)
第1項の規定によりなお従前	・運動器リハビリテーション料(理学療法に限る。)
の例により運営することがで	・呼吸器リハビリテーション料
きるとされた附則第41条第1	・難病患者リハビリテーション料
項に規定する身体障害者更生	・障害児(者)リハビリテーション料(理学療法に限る。)
接護施設(身体障害者療護施	
設に限る)の配置医師	
・情緒障害児短期治療施設又は	• 通院精神療法
知的障害者援護施設の設備及	・心身医学療法
び運営に関する基準第22条第	• 通院集団精神療法
1号に規定する知的障害者入	• 精神科作業療法
所更生施設の配置医師	・精神科ショート・ケア
	・精神科デイ・ケア
	・精神科ナイト・ケア
	・精神科デイ・ナイト・ケア
・乳児院又は情緒障害児短期治	・小児特定疾患カウンセリング料
療施設の配置医師	

- 3 保険医が、配置医師でない場合については、緊急の場合又は患者の傷病が当該配置医師の専門 外にわたるものであるため、特に診療を必要とする場合を除き、それぞれの施設に入所している 患者に対してみだりに診療を行ってはならない。
- 4 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所 生活介護事業所、指定障害者支援施設、指定療養介護事業所、身体障害者更生援護施設、救護施 設、知的障害者援護施設、乳児院又は情緒障害児短期治療施設(以下「特別養護老人ホーム等」

という。)に入所している患者については、次に掲げる診療報酬等の算定の対象としない。

- 退院時共同指導料
- 在宅療養指導料
- 外来栄養食事指導料
- 集団栄養食事指導料
- 乳幼児育児栄養指導料
- ・診療情報提供料(I)(注2及び注4に該当する場合に限る。)
- ・後期高齢者終末期相談支援料(末期の悪性腫瘍の患者であって、特別養護老人ホーム等の配置 医師と共同して行った場合を除く。)
- ・在宅患者訪問診療料(特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍であるもの(介護福祉施設サービス又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る看取り介護加算を 算定している場合の在宅ターミナルケア加算及び「注4」のただし書に規定する加算を除く。)を除く。)
- · 在宅時医学総合管理料
- ・特定施設入居時等医学総合管理料(特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍であるものを除く。)
- 在宅末期医療総合診療料
- ・在宅患者訪問看護・指導料
- ・居住系施設入居者等訪問看護・指導料(特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍であるもの(介護福祉施設サービス又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る看取り介護加算を算定している場合の居住系施設等ターミナルケア加算を除く。)を除く。)
- ·在宅患者訪問点滴注射管理指導料
- ・在宅訪問リハビリテーション指導管理料
- ・訪問看護指示料(特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍であるものを除く。)
- ・在宅患者訪問薬剤管理指導料(特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍である ものを除く。)
- 在宅患者訪問栄養食事指導料
- 在宅患者連携指導料
- ・在宅患者緊急時等カンファレンス料 (特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍であるものを除く。)
- ·精神科訪問看護 · 指導料
- ・訪問看護療養費(在宅患者連携指導加算及び訪問看護情報提供療養費を除く。) (特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍であるもの(介護福祉施設サービス又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る看取り介護加算を算定している場合の訪問看護ターミナルケア療養費を除く。)を除く。)
- 訪問看護療養費(在宅患者連携指導加算及び訪問看護情報提供療養費に限る。)
- 5 特別養護老人ホーム等の職員(看護師、理学療法士等)が行った医療行為については、診療報酬を算定できない。

- 6 保険医が、特別養護老人ホーム等に入所中の患者について診療を行った場合は、診療報酬明細 書の欄外上部に、施又は(施)の表示をする。
- 7 各都道府県知事は、別紙様式により、特別養護老人ホーム等の配置医師に係る情報を把握し、必要に応じ市町村等に対して周知するよう努めること。